

田辺市水防計画



平成30年3月

田 辺 市

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 災害の想定	4
4 水防計画の変更	4
5 津波における留意事項	4
6 水防活動時における安全配慮	4
第2章 水防の責任等	6
1 田辺市	6
2 市長（水防管理者・市水防本部長）	6
3 和歌山県	6
4 知事（県水防本部長）	6
5 気象庁長官	6
第3章 水防組織	7
1 田辺市水防本部	7
2 本部の設置及び閉鎖	7
第4章 水防体制	8
1 市の配備体制	8
2 発令及び解除	9
第5章 水防上の注意箇所	10
重要水防箇所	10
第6章 気象情報の収集・伝達	11
1 気象予警報等の伝達	11
2 情報の収集・伝達方法	22
第7章 水防警報及び洪水予報河川、水位周知河川の水位情報	24
1 水防警報	24
2 水位情報及び洪水予報	25

第8章 雨量・水位・潮位等の観測・通報	2 8
1 雨量の観測・通報	2 8
2 水位の観測・通報	2 8
3 潮位の観測・通報	2 8
4 ダム放流の通知・通報	2 8
第9章 決壊の通報	3 3
第10章 関係機関等との連絡	3 4
1 通信系統	3 4
2 水防団（消防団）との連絡	3 5
3 関係機関との連絡（県、関係地方行政機関、関係公共機関、ダム関係）	3 6
4 関係機関との連絡（報道機関）	3 7
第11章 水防資機材の整備、輸送の確保	3 8
1 水防資機材の整備状況	3 8
2 輸送の確保	3 8
第12章 巡視及び警戒と水防作業	3 9
1 巡視及び警戒	3 9
2 水防作業	3 9
3 警戒区域の設定	4 0
4 規制の実施	4 1
第13章 避難体制	4 2
1 避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告・指示（緊急）	4 2
2 避難誘導の方法	5 1
第14章 水防信号	5 3
第15章 水防標章と身分証票	5 4
1 水防標識	5 4
2 身分証票	5 4
第16章 協力及び応援	5 5
1 河川管理者の協力	5 5

2	警察官の援助要求	5 5
3	自衛隊の派遣要請	5 5
4	住民、自主防災組織等との連携	5 5
第17章	費用負担及び公用負担	5 6
1	費用負担	5 6
2	公用負担	5 6
第18章	水防報告と記録	5 8
1	水防速報	5 8
2	水防報告	5 8
3	水防顛末報告	5 8
第19章	水防訓練	6 2
第20章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	6 3
1	洪水への対応	6 3
2	津波への対応	6 3
■資料		
	管内の雨量観測所	資料 1－1
	管内の水位観測所	資料 2
	潮位観測所・巨大津波観測所	資料 3
	知事管理河川重要水防箇所	資料 4－1
	重要なダム・水こう門一覧表	資料 4－6
	水防資機材一覧表	資料 5－1
	指定避難施設一覧表	資料 6－1
	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表	資料 6－2
	避難準備・高齢者避難開始発令時に開設する拠点避難施設一覧表	資料 7
	浸水想定区域要配慮者施設一覧表	資料 8－1
	土砂災害警戒区域要配慮者施設一覧表	資料 8－3
	津波災害警戒区域内要配慮者施設一覧表	資料 8－5
	水防法	資料 9－1
	排水ポンプ車の運用について(和歌山県)	資料 10－1

第1章 総則

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、和歌山県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる田辺市が、法第33条第1項の規定に基づき、田辺市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、田辺市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 「田辺市水防本部」

洪水若しくは地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は高潮若しくは津波の場合による水災を警戒し、防御し、田辺市の水防を総括するため田辺市に設置する組織をいい、本部長は市長とする。

ただし、災害対策本部を設置したときは、水防本部は当該組織に統合されるものとする。

(2) 「水防管理団体」（法第2条第2項）

水防の責任を有する市町村（田辺市）

(3) 「水防管理者」（法第2条第3項）

水防管理団体である市町村の長（田辺市長）

(4) 「消防機関の長」（法第2条第5項）

田辺市消防長

(5) 「水防団」（法第6条第1項）

水防管理団体が、水防事務を処理するため設置する、水防に関する防災組織。水防団は、消防機関とともに、水防管理者の所轄の下に行動する。

なお、田辺市では消防機関が水防を実施するため、本計画書における「水防団」は、適宜「消防団」と読み替えるものとする。

(6) 「量水標管理者」（法第2条第7項、法第10条第3項、法第12条）

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。量水標管理者は、和歌

山県（以下「県」という。）の水防計画で定めるところにより、水位を通報又は公表しなければならない。

- (7) 「洪水予報河川」（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）

国土交通大臣又は知事が、流水面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

田辺市においては、熊野川（本宮区間）が対象河川となっている。

- (8) 「水防警報」（法第2条第7項、法第16条）

洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認めるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

- (9) 「水位周知河川」（法第13条）

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により経済上重大又は相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。流域面積が比較的小さく、洪水予報により住民の安全な場所への避難を可能にする時間的余裕がない河川であって、避難判断水位（特別警戒水位）を設定することにより、水害時の被害軽減を図ろうとする河川。田辺市においては、左会津川が対象河川となっている。

国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

- (10) 「水位到達情報」

水位到達情報とは、洪水予報河川及び水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、おいては氾濫発生情報のことをいう。

- (11) 「水防団待機水位（通報水位）」（法第12条第1項）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、水防態勢に入る（水防団が出動するために待機する）水位。洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超過するときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

- (12) 「氾濫注意水位（警戒水位）」（法第12条第2項）
水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。市長の避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安となる水位で住民の氾濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安となる水位。
- (13) 「避難判断水位（特別警戒水位）」（法第13条）
氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。市長の避難勧告等の発令判断の目安で住民が避難判断の参考とする水位。
- (14) 「氾濫危険水位（危険水位）」
洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位。
住民の避難を完了させるべき水位。
水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
- (15) 「洪水特別警戒水位」
法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。
氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
- (16) 「洪水浸水想定区域」（法第14条）
洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。
- (17) 「田辺市災害対策本部」（災害対策基本法（昭和36年法律第123号）第23条の2及び第42条）
災害対策基本法第23条の2及び田辺市災害対策本部条例（平成17年田辺市条例第173号）に基づき、災害に対する緊急措置を迅速かつ的確に実施するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市長が必要と認めて設置する機関をいう。

(18)「田辺市地域防災計画」(災害対策基本法第42条)

田辺市防災会議が作成した田辺市域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧についての基本計画を定めた計画をいう。

3 災害の想定

災害はその発生原因等によって、洪水・高潮・津波等に大別できるが、津波による災害については、原則として田辺市災害対策本部又は田辺市災害対策準備室を設置し対応するため、本計画では、洪水・高潮等の災害に重点を置いて取り扱う。

4 水防計画の変更

この計画は、法第33条の規定に基づき、和歌山県水防計画に応じて、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、田辺市防災会議の承認を得て変更する。

なお、変更したときは、延滞なく知事に届け出るとともに、その要旨を公表するものとする。

5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。

遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が来襲する。一方、近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が来襲する。したがって、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で来襲まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地地震で、かつ、安全な場所への避難に時間を要する場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。したがって、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

6 水防活動時における安全配慮(法33条第4項、第7条第2項)

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 水防活動(水門等操作を含む。)は複数人で行う。
- (2) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (3) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。

- (4) 水防活動時には、防災行政無線、ラジオ、テレビ等の最新の情報を入手可能な状態で実施する。
- (5) 津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先する。

第2章 水防の責任等

1 田辺市（法第3条）

市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 市長（水防管理者・市水防本部長）（法第2条第2項、法第13条の2第2項、法第17条）

市長は、水防警報が発せられたとき、又は水位が警戒水位に達したときには、水位を示して通知及び周知を行うとともに、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

3 和歌山県（法第3条の6）

県は、県内の水防管理団体（市町村）が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。

4 知事（県水防本部長）

（1）水位情報の通知及び周知（法第11条第1項、法第13条第2項及び第3項、法第13条の2第1項、法第13条の3）

知事は、あらかじめ指定した河川（田辺市においては左会津川及び熊野川）については洪水特別警戒水位を、県が管理する公共下水道等の排水施設等については雨水出水特別警戒水位を、高潮により相当な損害が生じるおそれがある海岸には高潮特別警戒水位をそれぞれ定め、当該河川、当該排水施設等及び当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を水防計画で定める水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（2）水防警報（法第16条第1項、第3項及び第4項）

知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したもののについて、水防警報をしなければならない。

5 気象庁長官（法第10条第1項）

気象庁長官（和歌山地方気象台長）は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を県に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社その他報道機関（以下「報道機関」という）の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

第3章 水防組織

1 田辺市水防本部

(1) 組織及び事務分掌

本市において、水防活動の必要が生じたときは、田辺市災害対策本部条例に基づく災害対策本部組織を準用して、田辺市水防本部及び支部を設置し、水防事務を処理する。

組織及び事務分掌は、田辺市地域防災計画第3編「災害応急対策計画」第1章「防災組織計画」第1節及び第2節「組織計画」によるものとする。

(2) 災害対策本部が設置されたとき

田辺市災害対策本部条例及び田辺市地域防災計画の定めるところにより、本市に災害対策本部を設置したときは、水防本部は当該組織に統合されるものとする。

(3) その他

状況によっては、水防本部を設置せず、田辺市事務分掌条例（平成17年田辺市条例第12号）に定める事務分掌に基づき、事務を処理することができる。

2 水防本部の設置及び閉鎖

(1) 水防本部の設置

市長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があるときは、水防本部を設置する。

(2) 水防本部の設置等の伝達

水防本部を設置したとき、又は水防本部の会議の決定事項のうち、必要と認める事項については、次の各機関へ通知する。

通 知 先	電 話 番 号	県防災情報システム	
		電話番号	F A X
和歌山県災害対策課	073-441-2261	300-403	300-496～499
西牟婁振興局建設部管理保全課	0739-26-7949	360-403	360-496
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	0739-26-7906	360-400	360-499
田辺警察署	0739-23-0110	-	-
田辺海上保安部(警備救難課)	0739-22-2000	395-401	395-499

(3) 水防本部の閉鎖

ア 市長は、次の場合には、水防本部を閉鎖する。

(ア) 市内で災害発生のおそれが解消したとき。

(イ) 災害救助の諸対策がおおむね完了したとき。

(ウ) その他市長が水防本部の設置を必要としないと認めたとき。

イ 水防本部を閉鎖したときは、前号の表に掲げる各機関へ通知する。

第4章 水防体制

1 市の配備体制

- (1) 職員の配備体制の種類は、別表のとおりとし、各体制における配備については、各課等の長の裁量によるものとする。
- (2) 支部は災害の状況等実情に応じ、独自の体制をとることができる。
- (3) 消防本部及び消防団の配備は、田辺市消防計画によるものとする。

別表 職員の配備体制の種類と基準

種類	配備内容	配備の基準(時期)	担当課室
第1号配備体制	少数の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる体制	今後の気象情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでには、まだかなり時間的余裕があると認められるとき。	以下の課等の所属職員のうち、必要な人員を配備する。 【本部】 防災まちづくり課、総務課、企画広報課、管理課、土木課、都市計画課、建築課、農業振興課、山村林業課、水産課 【支部】 総務課、産業建設課
第2号配備体制	各課等の所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、又は水防活動が開始され、第1号配備体制では不十分と考えられるとき。	以下の課等の所属職員のうち、必要な人員を配備する。 【本部】 防災まちづくり課、総務課、秘書課、企画広報課、管理課、土木課、都市計画課、建築課、農業振興課、山村林業課、水産課、環境課、廃棄物処理課、税務課 【支部】 総務課、産業建設課、住民福祉課
第3号配備体制	各課等の所属人員全員を動員する完全な水防体制	事態が切迫し、大規模な水防活動の必要が予想される時、又は大規模な水防活動が行われ、第2号配備体制で処理しかねると認められるとき。	以下の課等の所属職員を配備する。 【本部】 防災まちづくり課、総務課、秘書課、企画広報課、自治振興課、情報政策課、管理課、土木課、都市計画課、建築課、農業振興課、梅振興室、山村林業課、水産課、環境課、廃棄物処理課、税務課、納税推進室 【支部】 総務課、産業建設課、住民福祉課

2 発令及び解除

配備体制につく時期は、本部長が前記の基準により発令する。ただし、各支部長は、緊急にその必要があると認めたときは、独自の判断により発令し、直ちに水防本部長に報告するものとする。

配備体制の解除は、本部長が行うが、各支部長は管内の状況に応じ水防本部の指示を受けて体制の縮小解除をすることができる。

(1) 配備の系統

水防本部及び支部職員の配備は、本部長及び支部長の配備指令に基づくものとする。

(2) 伝達の方法

配備の伝達は次により行う。

ア 勤務時間内においては、庁内放送等を通じ各部に伝達するものとし、勤務時間外においては、総合調整部総務班長が速やかに本部員を、調整部総務広報班長が速やかに支部員を招集しなければならない。

イ 部長は班長を、班長は班員をそれぞれ招集するものとする。

ウ 部長及び班長は、招集を迅速に行うため、連絡網を整備しておくとともに、呼び出しの方法を定めておかなければならない。

(3) 非常参集

職員は、勤務時間外において、大雨、台風等により水害が発生し、又は発生のおそれがあることを察知した場合は、常に自主的に勤務場所に参集しなければならない。

(4) 非常参集を要しない者

ア 身体の故障により許可を受けて休養中の者

イ やむを得ない理由のため、参集できないと所属長が認めた者

(5) 参集状況の報告

各班長は、所属職員の参集状況を取りまとめ、総務班に参集状況の報告を行う。各支部については総務広報班において取りまとめを行い、総務班に報告を行う。

第5章 水防上の注意箇所

重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所であり、河川管理者等と水防管理者及び水防団が合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒を更に厳重にし、その箇所を中心として、巡視を行うものとする。

市内の河川、ダム、水こう門等で水防上特に重要と思われ注意を要する箇所は、下記のとおりである。

- (1) 知事管理河川重要水防箇所 (資料4-1)
- (2) 海岸重要水防箇所 (資料4-3)
- (3) 重要水防箇所《ため池》 (資料4-4)
- (4) 重要なダム・水こう門一覧表 (資料4-6)

第6章 気象情報の収集・伝達

1 気象予警報等の伝達

(1) 和歌山地方気象台が発表する気象予警報の種類及び基準

ア 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれがあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごと（田辺市にあっては田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、田辺市本宮）に発表される。

【特別警報・警報・注意報の概要】

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮、津波が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮、津波によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮、津波等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報

【特別警報・警報・注意報の種類と概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警 報	大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪 水 警 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。
	高 潮 警 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注 意 報	大 雨 注 意 報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪 水 注 意 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高 潮 注 意 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

【気象等に関する特別警報の発表基準】

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、又は数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
地 震	予想される地震動の大きさが震度6弱以上の場合	
津 波	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	

※ 発表に当たっては、降水量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

また、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置づけられる。

なお、水防活動用の特別警報は行われない。

【警報・注意報発表基準一覧表】

平成 28 年 3 月 1 日現在
発表官署 和歌山地方気象台

田辺市 田 辺	府県予報区	和歌山県
	一時細分区域	南部
	市町村等をまとめた地域	田辺・西牟婁
田辺市 龍 神	府県予報区	和歌山県
	一時細分区域	南部
	市町村等をまとめた地域	田辺・西牟婁
田辺市 中辺路	府県予報区	和歌山県
	一時細分区域	南部
	市町村等をまとめた地域	田辺・西牟婁
田辺市 大 塔	府県予報区	和歌山県
	一時細分区域	南部
	市町村等をまとめた地域	田辺・西牟婁
田辺市 本 宮	府県予報区	和歌山県
	一時細分区域	南部
	市町村等をまとめた地域	田辺・西牟婁

警 報	大 雨	(浸水害)	表面雨量指数 基準	田辺市 田辺	23
				田辺市 龍神	23
				田辺市 中辺路	23
				田辺市 大塔	23
				田辺市 本宮	22
		(土砂災害)	土壌雨量指数 基準	田辺市 田辺	169
				田辺市 龍神	227
				田辺市 中辺路	233
				田辺市 大塔	245
				田辺市 本宮	223
	洪 水	流域雨量指数 基準	田辺市 田辺	芳養川流域=14.4、稲成川流域=9.8、 右会津川流域=18.8、左会津川流域=28.7、	
			田辺市 龍神	日高川流域=43.5、立花川流域 10.5、丹生 川流域=18.8、小又川流域=20.1、古川流 域=14.9	
			田辺市 中辺路	富田川流域=29.6、鍛冶屋川流域=12、 中川流域=17.9、日置川流域=25.3、	
			田辺市 大塔	富田川流域=38、内の井川流域=12 小川 谷川流域=8.8、日置川流域=56.1、前の川 流域=22.5、安川流域=25、熊野川流域= 12.2	
			田辺市 本宮	大塔川流域=31.5、四村川流域=23.1、音 無川流域=9.5、三越川流域=11.8	
	指定河川洪水 予報による基準	田辺市 本宮	熊野川中流(本宮区間)[本宮]		
高潮	潮位	1.8m			
注 意 報	大 雨	表面雨量指数 基準	田辺市 田辺	15	
			田辺市 龍神	15	
			田辺市 中辺路	14	
			田辺市 大塔	15	
			田辺市 本宮	15	
		土壌雨量指数 基準	田辺市 田辺	128	
			田辺市 龍神	172	

			田辺市 中辺路	177	
			田辺市 大塔	186	
			田辺市 本宮	169	
	洪水	流域雨量指数 基準	田辺市 田辺	芳養川流域=11.5、稲成川流域=7.8、 右会津川流域=13.2、左会津川流域=23、	
			田辺市 龍神	日高川流域=34.8、立花川流域 8.4、丹生 川流域=15、小又川流域=16、古川流域 =11.9	
			田辺市 中辺路	富田川流域=23.6、鍛冶屋川流域=9.6、 中川流域=14.3、日置川流域=20.2、	
			田辺市 大塔	富田川流域=30.3、内の井川流域=9.6 小 川谷川流域=7、日置川流域=44.8、前の川 流域=18.2、安川流域=20、熊野川流域= 9.7	
			田辺市 本宮	大塔川流域=25.2、四村川流域=18.4、音 無川流域=9.3、三越川流域=11.8	
		指定河川洪水 予報による基準	田辺市 本宮	熊野川中流(本宮区間)[本宮]	
	高潮	潮位	1. 3m		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110 mm		

※ (1) 本表は、気象・洪水・高潮に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。

(2) 警報とは、重大な災害が発生するおそれのある旨を警告する予報であり、注意報とは、災害が発生するおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される場合に発表する。

(3) 大雨、洪水、高潮の警報・注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。

(4) 表中において、警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5) 表中において、現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白としている。

(6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

(7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田

辺市大塔、 田辺市本宮の域内において単一の値をとる。

- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、 田辺市本宮の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- (11) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「熊野川中流（本宮区間）[本宮]」は、洪水警報においては「指定河川である熊野川中流（本宮区間）に発表された洪水予報において、本宮基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「本宮基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (12) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (13) 地震等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

<参考>

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水災害発生の危険性を示す指標で、地表面に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

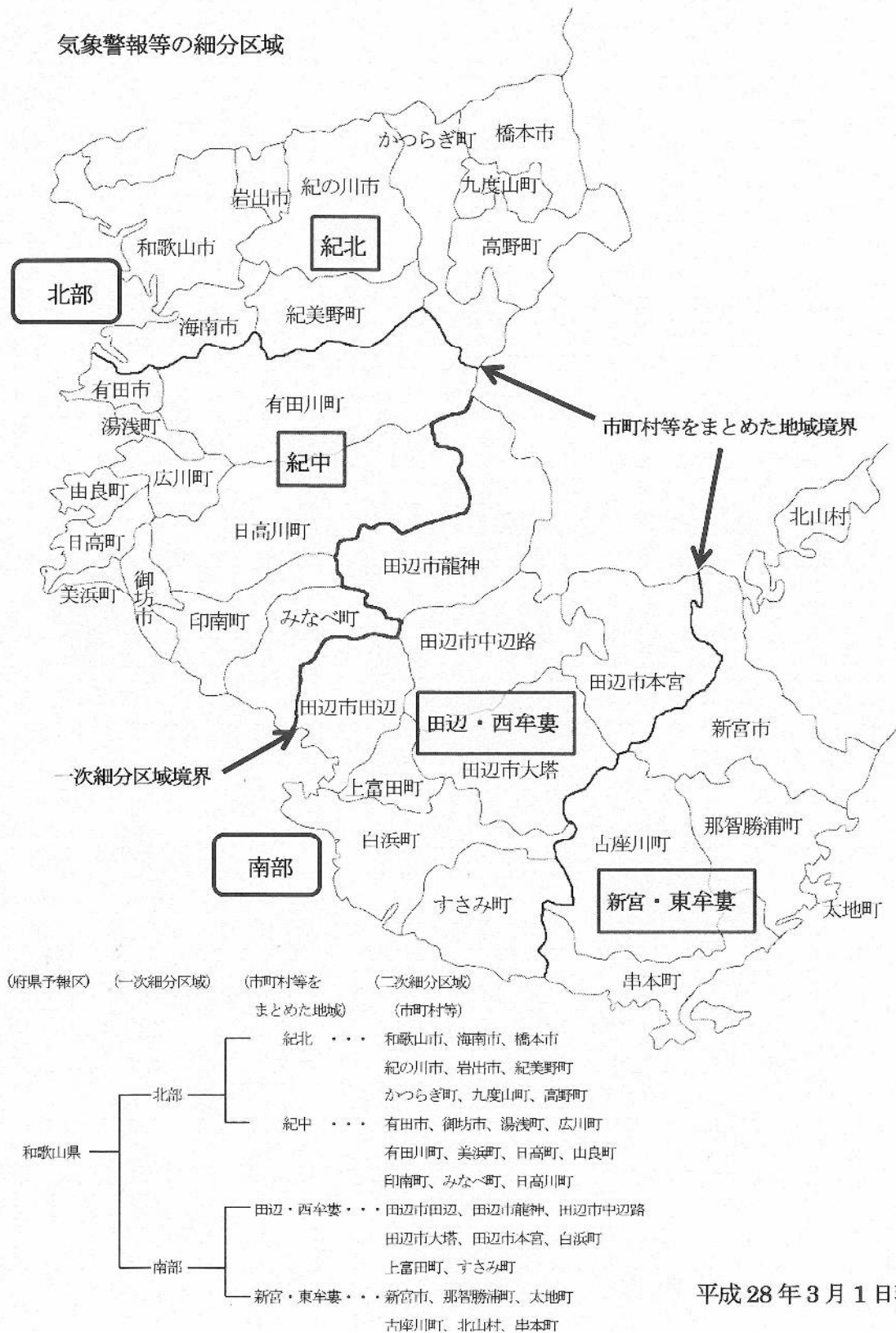
土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、降った雨水が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、河川に沿って流れ下る量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

(2) 気象警報等の発表区域

天気予報は、和歌山県を「北部」、「南部」に分けた一次細分区域で発表する。気象警報等は、二次細分区域ごと（田辺市にあつては田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、田辺市本宮）に発表する。警報等が発表された時に報道等で「市町村等をまとめた地域」が、使用される場合がある。田辺市の5地域は、それぞれ一次細分区域の「南部」、市町村等をまとめた地域の「田辺・西牟婁」に含まれる。(別図参照)

別図 【気象警報等の細分区域図】



(3) 土砂災害警戒情報

和歌山県と和歌山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごと（田辺市にあっては、田辺市田辺、田辺市龍神、田辺市中辺路、田辺市大塔、田辺市本宮）に発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

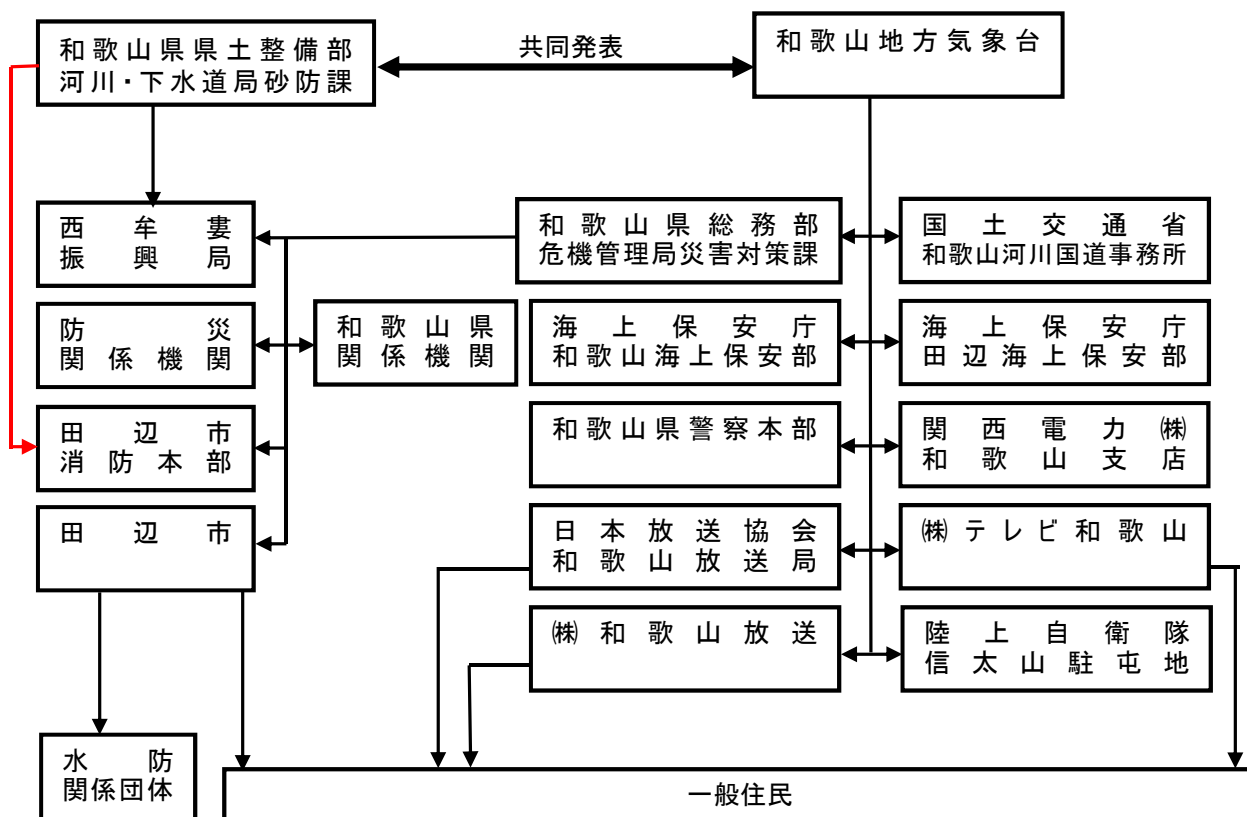
※土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報である。

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、5km四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害の発生しやすさをもとに定めた基準に土壌雨量指数等が達したかを判定した情報で、危険度の高まりを5段階で表示している。

避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いられ、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）が発表されたときには、土砂災害警戒判定メッシュ情報で、土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握することができる。

【土砂災害警戒情報伝達経路】



※ 土砂災害警戒区域要配慮者施設一覧表は「資料8-3」を参照

(4) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報は、大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表するもので、大雨を観測した雨量観測点名称や発表用名称を明記する。田辺市における発表用名称は、気象警報等と同じく「田辺市田辺」、「田辺市龍神」、「田辺市中辺路」「田辺市大塔」、「田辺市本宮」を用いる。

(5) 津波警報、津波注意報及び津波予報の種類と内容

ア 種類

大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想される
とき。

大津波警報は、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき。

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき。

津波予報：津波が予想されないとき。津波による災害のおそれがないと予想される
とき。

イ 発表基準等

(ア) 津波警報・注意報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合、地震発生後約3分で大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表するとしている。

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合 の表現
大津波警報	10m<高さ	10m超	巨大
	5m<高さ≤10m	10m	
	3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)

※注 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波情報

気象庁が、津波警報・注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(m単位)または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	すべて数値で発表	数値で発表 津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点の場合)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 1.0 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	観測された津波の高さ < 1.0 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表

津波注意報	すべて数値で発表	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
-------	----------	------------------------

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
(沿岸から100kmを超える沖合の観測点の場合)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	すべて数値で発表	沖合での観測値を数値で発表

(ウ) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合は、次の内容を発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されていないとき (地震情報に含めて発表)	「津波の心配がない」旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	「高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない」旨を津波に関するその他の情報に含めて発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	「津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である」旨を津波に関するその他の情報に含めて発表

2 情報の収集・伝達方法

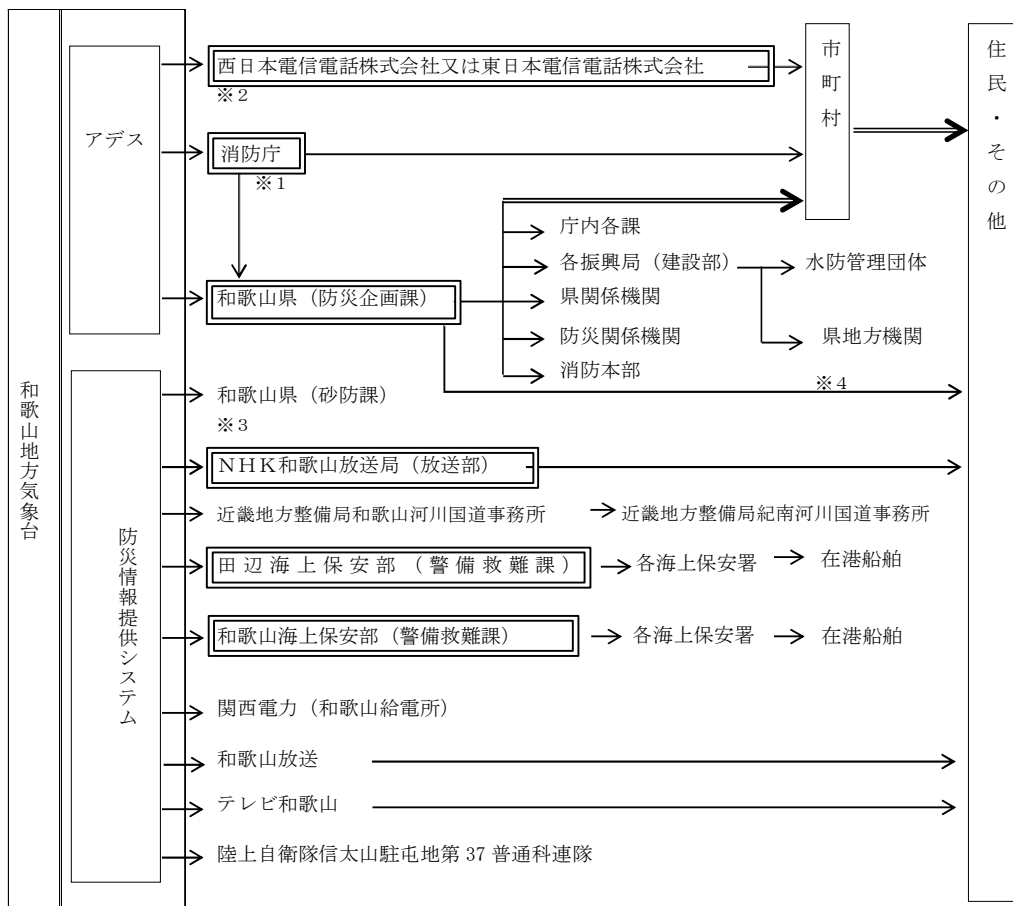
(1) 気象警報等の収集・伝達

ア 消防部及び総合調整部、支部調整部は、電話・無線等を通じて気象台の発表する気象警報等を速やかに収集する。

イ 気象警報等の情報を即時に防災行政無線を通じて市民等に周知する。また、これを補完するものとして、防災・行政メール及び防災行政テレホンガイド等を用いる。

ウ 電話が不通の場合は、テレビ・ラジオ放送等の方法によりこれを入手する。

【気象警報等に関する情報の伝達系統図】



(注) 1 ※1は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による。

2 ※2は、特別警報、警報のみ伝達する。

3 ※3は、特別警報、警報及び土砂災害警戒情報のみ伝達する。

4 ※4は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する。

(エリアメール、緊急速報メールについては、土砂災害緊急情報、指定河川洪水警報で緊急を要するとき。)

5 各振興局とは、海草、那賀、伊都、有田、日高、西牟婁、東牟婁の各振興局をいう。

6 各海上保安署とは、海南海上保安署、串本海上保安署の各海上保安署をいう。

7 各警察署とは、橋本、かつらぎ、岩出、和歌山東、和歌山西、和歌山北、海南、有田、湯浅、御坊、田辺、白浜、串本、新宮の各警察署をいう。

8 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

9 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周囲の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 異常現象の通報等

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市、警察署又は海上保安部に通報する。

イ 警察官等の通報

異常現象を発見し、又は通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市長及び警察署長等に通報する。

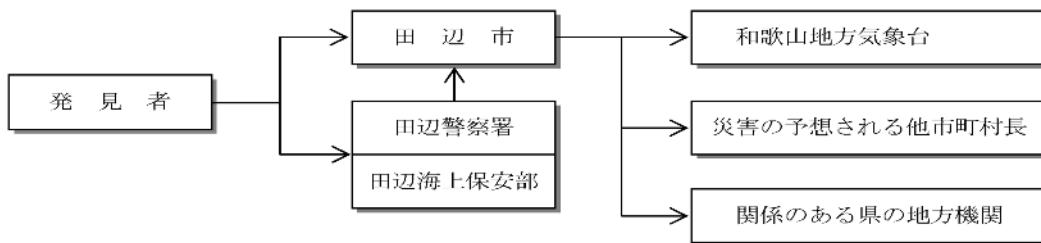
ウ 市長の通報

上記の ア・イによって異常現象を承知した市長は、速やかに和歌山地方気象台及び災害の予想される他市町村長並びに関係のある県の地方機関に通報する。

和歌山地方気象台に通報する異常現象

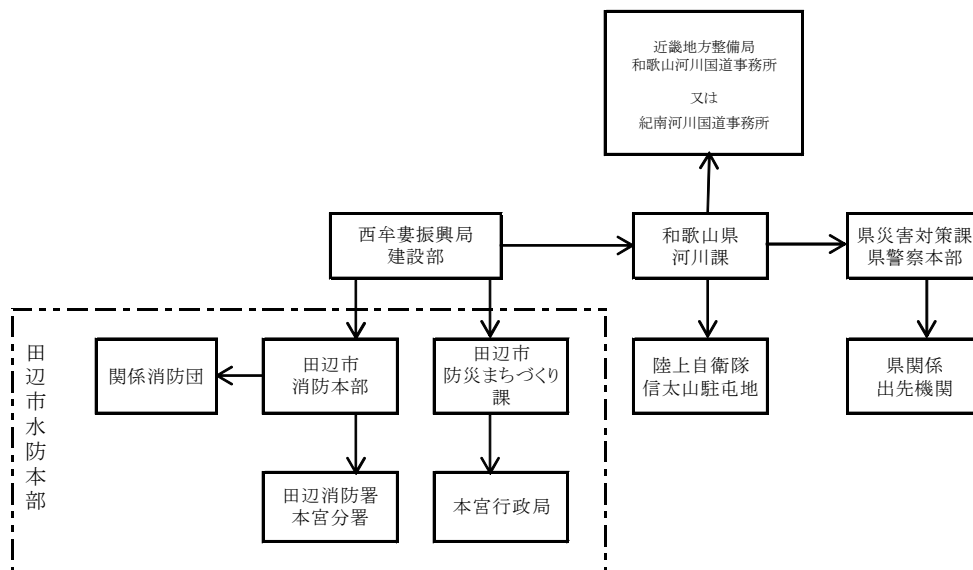
- ① 気象に関する事項 竜巻、強い降雹、豪雨等著しく異常な気象現象
- ② 水象に関する事項 異常潮位、異常波浪

【異常現象発見時の伝達経路図】



(3) 水防警報の伝達経路図

和歌山県が水防警報を発表した場合の伝達経路は、次のとおりである。



第7章 水防警報及び洪水予報河川、水位周知河川の水位情報

1 水防警報

(1) 水防警報の発表

水防警報とは、法第16条第1項及び第3項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事があらかじめ指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認めたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

本市においては、左会津川及び熊野川が「知事が行う水防警報」の対象河川となっている。

(2) 水防警報の種類等

段階	種類	内 容	発 表 基 準
第1	待 機	水防団員の足留めを行うことを目的とする。	主として気象予報に基づいて行う。
第2	準 備	水防資機材の準備点検、水門等開閉準備、幹部の出動等に対するもの。	水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき。
第3	出 動	水防団員が出動し、河川巡視を行うとともに、災害の発生を警戒、予防するもの。	氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
第4	解 除	水防活動の終了に関するもの。	水位が下がり洪水の危険がなくなったとき。

(3) 本市における水防警報発表区域等

河川名	区 域	対象量水標	水 位 (m)	振興局建設部	水防管理団体
左会津川	高雄大橋上流60mの地点〔(左岸)高雄三丁目、(右岸)稲成〕から海まで	高山寺	水防団待機水位 3.50 氾濫注意水位 4.00	西牟婁	田辺市
熊野川	岩田橋上流600mの地点〔(右岸)本宮町本宮〕から岩田橋〔(右岸)本宮町本宮〕まで	本 宮	水防団待機水位 4.60 氾濫注意水位 5.00		

2 水位情報及び洪水予報

(1) 知事が発表する水位情報（発表者は西牟婁振興局建設部長）

危険度	種類	発表の時期	水防本部の行動・住民に求める行動等
Lv.5	氾濫発生情報	氾濫発生	<ul style="list-style-type: none"> 逃げ遅れた住民の救助等 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
Lv.4	氾濫危険情報	氾濫危険水位超過	<ul style="list-style-type: none"> 市は避難勧告等の発令を判断
Lv.3	氾濫警戒情報	避難判断水位超過	<ul style="list-style-type: none"> 市は避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断 住民は避難を判断
Lv.2	氾濫注意情報	氾濫注意水位超過	<ul style="list-style-type: none"> 水防団出動 住民は氾濫に関する情報に注意
Lv.1	(発表なし)	水防団待機水位超過	<ul style="list-style-type: none"> 水防団待機

(2) 知事が発表する特別警戒水位情報

ア 水位周知河川

河川名	区 域	対象量水標	水 位 (m)	発表振興局
左会津川	大江橋地点 (左岸)田辺市長野 (右岸)田辺市長野 から海まで	高山寺	氾濫危険水位 4.60	西牟婁 建設部
			避難判断水位 4.10	
			氾濫注意水位 4.00	
			水防団待機水位 3.50	
		中三栖	氾濫危険水位 3.90	
			避難判断水位 3.50	
			氾濫注意水位 2.70	
			水防団待機水位 2.20	

イ 洪水予報河川

河川名	区 域	対象量水標	水 位 (m)	発表振興局
熊野川	(左岸)田辺市本宮町切畑463地先から 同市本宮町小津荷175地先まで (右岸)田辺市本宮町伏拝1052地先から 同市本宮町小津荷213地先まで	本 宮	氾濫危険水位 7.10	西牟婁 建設部
			避難判断水位 6.00	
			氾濫注意水位 5.00	
			水防団待機水位 4.60	

(3) 洪水予報（熊野川中流〔本宮区間〕）

台風の接近などで大雨が発生するおそれがある場合に、法及び気象業務法に基づき、和歌山地方気象台が熊野川流域の雨量予測を、和歌山県が熊野川の水位予測を行い、これらの情報をもとに両者の共同により洪水予報として発表される。

ア 洪水予報の種類

(ア) 氾濫注意情報

洪水予報基準地点の水位が「氾濫注意水位」に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表

(イ) 氾濫警戒情報

洪水予報基準地点の水位が「避難判断水位」に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、あるいは「氾濫危険水位」に達すると見込まれるときに発表

(ウ) 氾濫危険情報

洪水予報基準地点の水位が「氾濫危険水位」に達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表

(エ) 氾濫発生情報

氾濫が発生したとき

(オ) 氾濫注意情報解除

洪水予報基準地点の水位が「氾濫注意水位」を下回り、洪水による危険がなくなったと認められる場合に発表

イ 水位の種類

(ア) 水防団待機水位

(イ) 氾濫注意水位

(ウ) 避難判断水位

(エ) 氾濫危険水位

【熊野川中流（本宮区間）水位基準地点・基準水位】

基準地点	位置	所在地	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
本宮	河口から 39.0km	田辺市	4.60	5.00	6.00	7.10

(4) 氾濫警戒情報

知事は、流域面積が比較的小さく洪水予報を行う時間的余裕がないものとして、左会津川を水位周知河川に指定し、避難の目安となる氾濫警戒情報を発表する。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域を指定する。

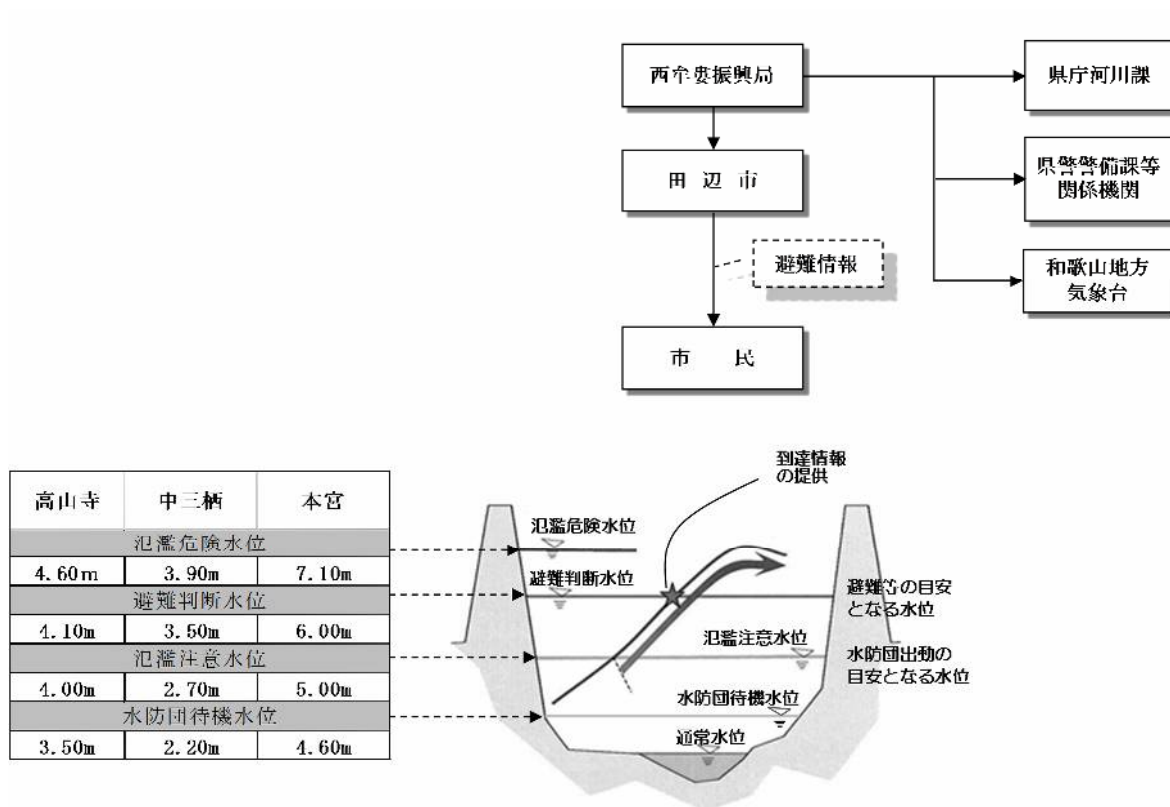
市長は、洪水ハザードマップを作成し、浸水想定区域及び避難施設を明らかにする。また、浸水想定区域内に所在する要配慮者施設への情報伝達は、防災行政

無線に加えて電話等によるものとする。

【水位周知河川】

河川名	観測所名	避難判断水位 (m)	発表
左会津川	高山寺	4.10	西牟婁振興局 建設部
	中三栖	3.50	西牟婁振興局 建設部

【避難判断水位の伝達経路と概念図】



(5) 浸水想定区域の要配慮者施設

左会津川及び熊野川における浸水想定区域要配慮者施設は、資料8-1のとおりである。

第8章 雨量・水位・潮位等の観測・通報

1 雨量の観測・通報

各関係部長は、常に的確な気象状況の把握に努め、西牟婁振興局及び上下流振興局建設部長と相互連絡を密にするとともに、テレメーター（資料1「テレメーターにより情報を収集する観測所」）により正確な降雨情報を迅速に入手し、必要に応じ、本部長に通報するものとする。

2 水位の観測・通報

各関係部長は、西牟婁振興局及び上下流振興局建設部長と相互連絡を密にするとともに、常に各水位観測所（資料2「田辺市内の水位観測所」）との連携やインターネットにより、水位を監視し、必要に応じ、本部長に通報するものとする。

「水防法第12条第2項の規定により水位状況を公表する観測所」については、その量水標管理者が公表を行っている。

○国土交通省管理の観測所

国土交通省「川の防災情報」 (<http://www.river.go.jp/>)

○和歌山県管理の観測所の水位状況

和歌山県河川課ホームページ (<http://www.wakayamakasen.jp/>)

3 潮位の観測・通報

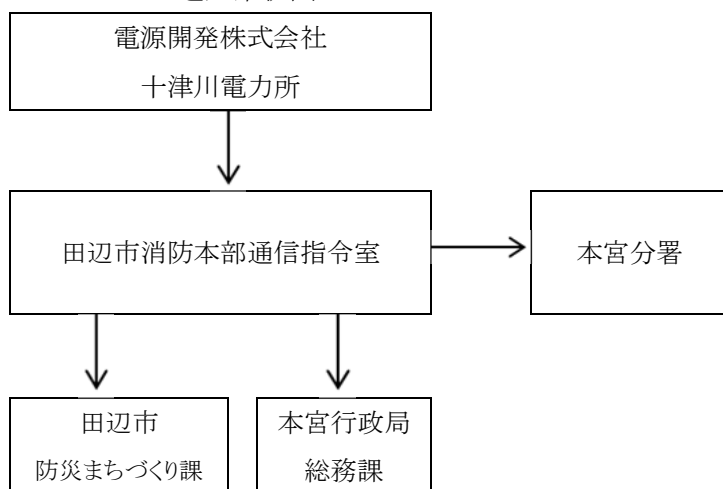
各関係部長は、高潮による被害を軽減するため、地域内の潮位観測（資料3「県内の潮位観測所」）を行い、必要に応じ、本部長に通報するものとする。

4 ダム放流の通知・通報

ダム放流に伴う下流の水位、流量等に変化が生じ、これによる河道内での災害を防止するために、次のとおり各ダムから行われる連絡通知により、必要に応じ、本部長に通報するものとする。

(1) 二津野ダム及び風屋ダム（熊野川）

ア 通知系統図



イ 二津野ダムのお知らせ事項

■電話による通知

- (ア) ダム放流を開始する前 (約60分前)。
- (イ) ダム放流量が300m³/sに達したとき。
- (ウ) ダム放流量が1,500m³/sに達したとき。
- (エ) ダム放流量が3,000m³/sに達したとき。
- (オ) ダム放流量が5,000m³/sに達したとき。
- (カ) ダム放流量が7,000m³/sに達したとき。
- (キ) ダム放流量が300m³/s以下に減少し、ダム放流を停止するまでの間1日1回午前中。
- (ク) ダム放流を停止したとき。
- (ケ) 作業放流を開始する前及び停止した後。ただし、作業放流開始予定日の1週間前までに、作業放流の開始・停止予定をFAXにより通知する。

■FAXによる通知

- (ア) 正時のダム放流量。
田辺市消防本部においてはダム放流量が300m³/sに達して以降、放流量が減少し、300m³/sを下回るまでの間。
本宮行政局及び本宮分署においてはダム放流量が1,500 m³/s に達して以降、放流量が減少し、1,500m³/sを下回るまでの間。
- (イ) 30分時のダム放流量。
ダム放流量が3,000m³/sに達して以降、放流量が減少し、3,000m³/sを下回るまでの間。

※ 一般加入電話及びFAXによる通知が不可能な場合は、衛星電話、通知用無線電話設備の順で通知する。なお、通知用無線電話設備の通話確認試験は、原則1年に3回、実施するものとする。

ウ 風屋ダムののお知らせ事項

■新宮川水系洪水被害軽減対策(安定運用)の通知(FAXによる通知)

- (ア) 新宮川水系 洪水被害軽減対策(暫定運用)の運用を予告するとき。
- (イ) 新宮川水系 洪水被害軽減対策(暫定運用)の運用を開始したとき。
- (ウ) 新宮川水系 洪水被害軽減対策(暫定運用)の運用を中止又は終了したとき。

■特に問合せがあったときののお知らせ事項

- (ア) ダムの水位 (m)
- (イ) 流入量 (m³/s)

(ウ) ダム放流量 (m³/s)

(エ) ダム地点雨量 (時間雨量、累計雨量)

■通知箇所

(ア) 二津野ダムの放流量は、二津野ダム制御所から通知する。

(イ) 風屋ダム状況は、風屋ダム管理所から通知する。

(ウ) 風屋ダム洪水被害軽減対策(暫定運用)の予告・開始・中止は、二津野ダム制御所あるいは十津川第一発電所から通知する。

■通知先電話番号

和歌山県田辺市新屋敷町1 田辺市消防本部

電 話 0739-22-0119

FAX 0739-22-3402

和歌山県田辺市本宮町本宮219 本宮行政局

電 話 0735-42-0070

FAX 0735-42-0239

和歌山県田辺市本宮町本宮123 本宮分署

電 話 0735-42-1000

FAX 0735-42-1680

奈良県吉野郡十津川村小原5-3 電源開発株式会社 十津川第一発電所

(二津野ダム制御所)

電 話 0746-64-0210

FAX 0746-64-0162

緊急時 080-8469-2013 (衛星電話)

緊急時 080-8469-2012 (衛星電話)

(風屋ダム管理所)

電 話 0746-67-0326

FAX 0746-67-0169

(十津川第一発電所)

電 話 07466-2-0058 (代表)

FAX 07466-2-0055

。

エ 放流サイレン吹鳴時期

放流サイレン吹鳴による警告は、次表により行う

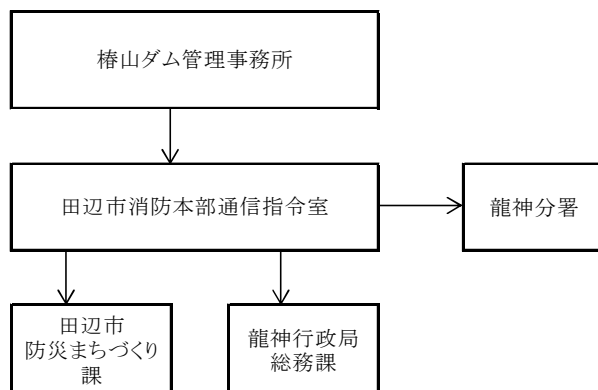
種類	吹鳴の時期
予告警報	ダム放流開始約60分前(二津野ダム)
放流警報	(1) ダム放流量が300m ³ /S に達した時
	(2) ダム放流量が1,500m ³ /S に達した時
	(3) ダム放流量が3,000m ³ /S に達した時
	(4) ダム放流量が5,000m ³ /S に達した時
	(5) ダム放流量が7,000m ³ /S に達した時
停止警報	ダム放流を停止した時

オ 警報局(田辺市内6箇所)

	警報局	サイレンの位置		連絡方法
1	土河屋	本宮町土河屋	右岸	放送、サイレン
2	萩	本宮町伏拝	右岸	放送、サイレン
3	大居	本宮町大居	右岸	放送、サイレン
4	本宮	本宮町本宮	右岸	放送、サイレン
5	高山	本宮町高山	左岸	放送、サイレン
6	大津荷	本宮町津荷	右岸	放送、サイレン

(2) 椿山ダム(日高川)

ア 通知系統図



イ 通知事項

- (ア) ダムから放流を開始する場合。
- (イ) ダムからの放流により急激な水位の変動が生じ、これによって生じる危害を防

止する必要があるとき。

ウ 警報局

田辺市内になし

(3) 殿山ダム（日置川）

ア 通知系統図



イ 通知事項 (FAXによる連絡)

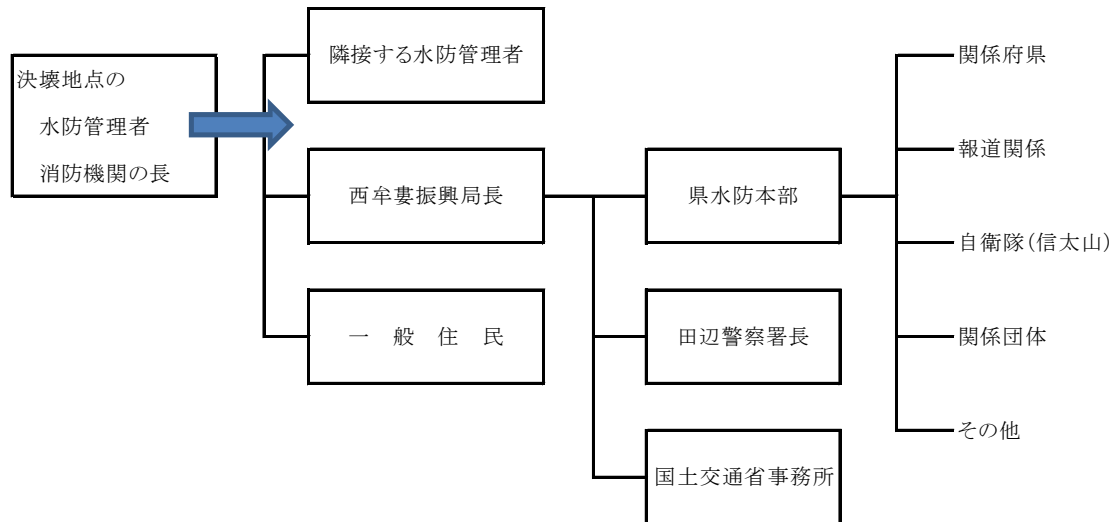
- ① ダムからの初期放流を開始するとき。
- ② 増水によって、ダム放流量が $500\text{m}^3/\text{s}$ に達したとき。
- ③ 減水によって、ダム放流量が $500\text{m}^3/\text{s}$ に達したとき。
- ④ ダム放流を停止したとき。
- ⑤ 大規模出水(予測)体制や洪水時に入ったとき、又は解除したとき。

ウ 警報局（田辺市内 4 箇所）

サイレン等の名称		サイレン等の位置	サイレン等の構造又は能力	摘 要
局 番	局 名			
0	ダム	合川619(堤体中央)	サイレン疑似音 $100\text{w} \times 1$	警報局
0-1		合川字大川通612（日置川右岸）	サイレン疑似音 $50\text{w} \times 2$	子 局
0-2		合川字大川通611（日置川右岸）	サイレン疑似音 $50\text{w} \times 2$	子 局
1-1		小谷字ズミ（日置川右岸）	サイレン疑似音 $50\text{w} \times 2$	子 局

第9章 決壊の通報

(1) 堤防等が決壊した場合は、水防管理者、消防機関の長は、直ちに西牟婁振興局建設部長及び氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者に通報するものとする。

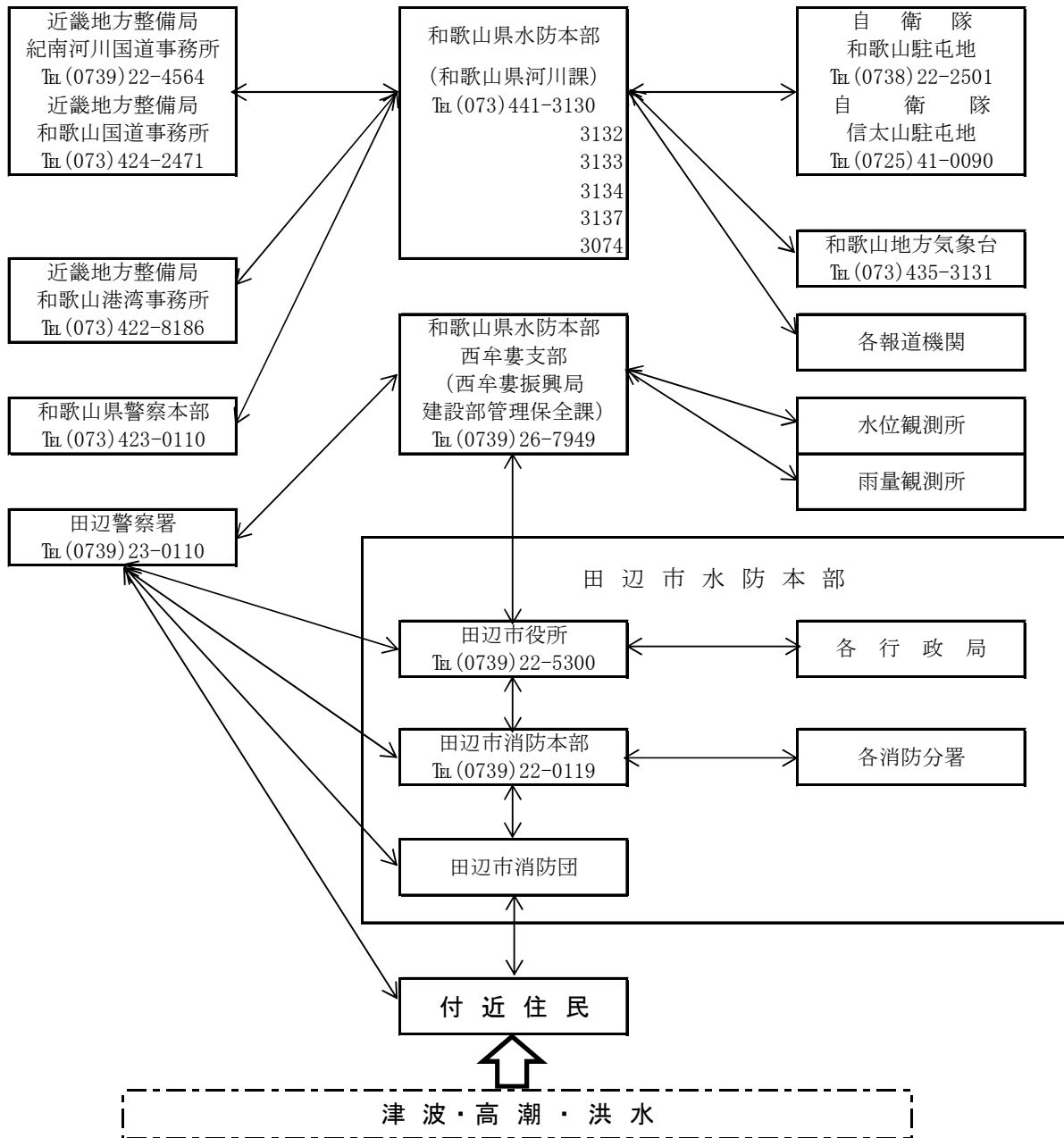


(2) 水防管理者等は、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

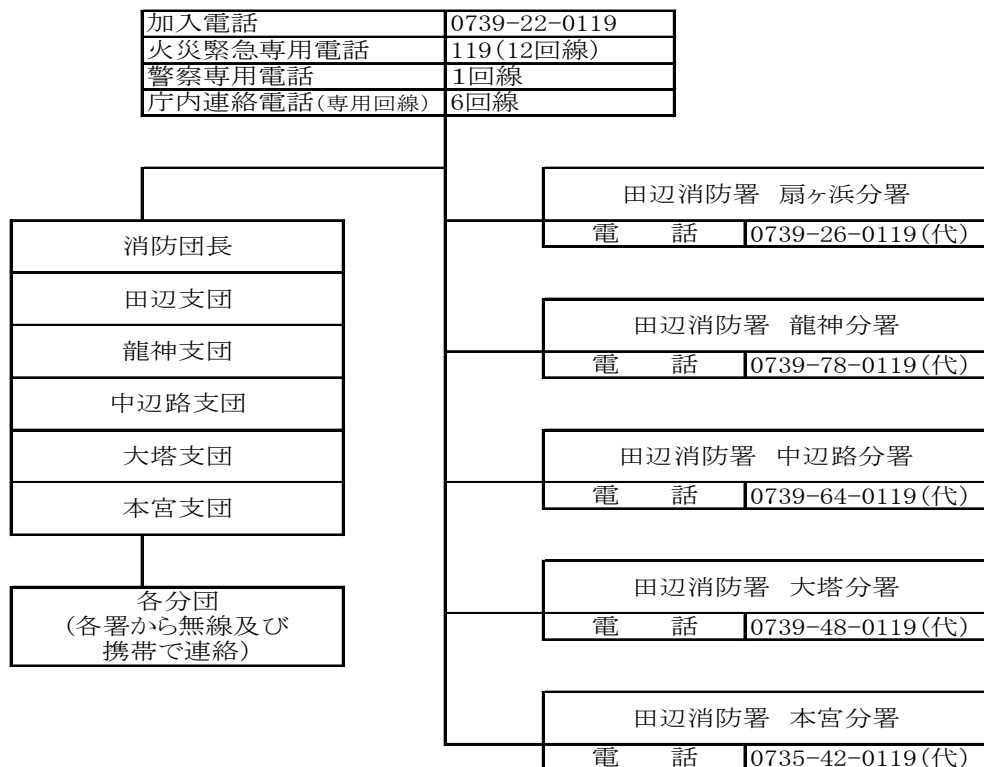
第 10 章 関係機関等との連絡

1 通信系統

(1) 水防連絡系統



(消防部内の有線通信系統)



2 水防団(消防団)との連絡

方面部	分団名	集合場所	所在地	電話番号等
田辺支団	第1分団	第1分団車庫	上屋敷二丁目7-9	0739-25-2211
	第2分団	第2分団車庫	湊52-5	
	第3分団	第3分団車庫	上の山二丁目8-20	0739-25-1990
	芳養分団	芳養車庫	芳養松原一丁目15-8	0739-22-1429
	稲成分団	稲成車庫	稲成町2779-12	0739-24-9390
	秋津分団	秋津車庫	秋津町294-1	
	万呂分団	万呂車庫	中万呂133-41	0739-25-5341
	新庄分団	新庄第1車庫	新庄町2031-5	0739-25-2872
		新庄第2車庫	新庄町3486	
	長野分団	長野第1車庫	長野991-5	
	三栖分団	三栖車庫	中三栖799-1	0739-34-0861
	秋津川分団	秋津川車庫	秋津川672-2	0739-36-0152
	上秋津分団	上秋津車庫	上秋津2049-1	0739-35-1229
	上芳養分団	上芳養第1車庫	上芳養976-1	0739-37-0299
	中芳養分団	中芳養車庫	中芳養1898-3	
	東部分団	東部車庫	神子浜二丁目18-4	

龍神支団	龍神分団	湯ノ又車庫	龍神村湯ノ又451-1	
	上山路分団	宮代車庫	龍神村宮代132-3	
		殿原車庫	龍神村殿原652	
	中山路分団	柳瀬車庫	龍神村柳瀬1032-1	
	下山路分団	福井車庫	龍神村福井520-9	
甲斐ノ川車庫		龍神村甲斐ノ川992		
中辺路支団	栗栖川分団	栗栖川車庫	中辺路町栗栖川 434-3	行政局へ待機
	二川分団	二川車庫	中辺路町川合1446-3	
	近野分団	近野車庫	中辺路町近露1189-1	
大塔支団	鮎川分団	鮎川車庫	鮎川1493-2	行政局へ待機
	三川分団	三川車庫	合川680-12	
	富里分団	富里車庫	下川下930	
本宮支団	三里分団	萩車庫	本宮町伏拝1452-9	
	本宮分団	本宮車庫	本宮町本宮472-7	
	四村川分団	渡瀬車庫	本宮町渡瀬861-2	
		皆地車庫	本宮町皆地413	
	請川分団	請川車庫	本宮町請川311	
	高津分団	小津荷車庫	本宮町小津荷45-2	集会所へ待機

3 関係機関との連絡（県、関係地方行政機関、関係公共機関、ダム関係）

分類	機 関 名	電話番号	県総合防災情報システム※
県関係	和歌山県水防本部（県河川課）	073-441-3130	300-410
	和歌山県災害対策本部（県災害対策課）	073-441-2261	300-403・404・499
	西牟婁振興局建設部管理保全課	0739-26-7949	360-403・496
	西牟婁振興局建設部河港課	0739-26-7925	—
	西牟婁振興局地域振興部総務県民課	0739-26-7906	360-400・499
	田辺警察署	0739-23-0110	—
関係地方行政機関	近畿地方整備局紀南河川国道事務所	0739-22-4564	—
	田辺海上保安部警備救難課	0739-22-2000	395-401○有
関係公共機関	NTT西日本（株）和歌山支店設備部災害対策室	073-421-9180	
	関西電力（株）田辺ネットワーク技術センター	0739-25-7264	
	JR西日本（株）紀伊田辺駅	090-3621-8199	—
ダム関係	二津野ダム（熊野川）十津川電力所（事務所）	07466-2-0058	—
	二津野ダム（熊野川）十津川電力所（ダム）	07466-4-0210	
	椿山ダム（日高川）管理事務所	0738-57-0400	352-400
	殿山ダム（日置川）管理事務所	0739-62-0013	—

※県総合防災情報システムによる電話のかけ方（電話機は本庁防災まちづくり課及び消防本部指令室）

有線回線：（局番）－（電話番号） 衛星回線：7－（局番）－（電話番号） ○有…有 線回線のみ

4 関係機関との連絡（報道機関）

機 関 名	電話番号	所 在 地
朝日新聞社紀南通信局	0739-24-2340	田辺市神島台12-10
毎日新聞社田辺支局	0739-43-3636	西牟婁郡白浜町堅田2500-154
読売新聞紀南通信部	0739-22-1541	田辺市湊1664-10-407
産経新聞田辺通信部	0739-22-1018	田辺市明洋2-13-10-201
紀伊民報社	0739-24-7171	田辺市秋津町100
NHK南紀田辺支局	0739-22-3164	田辺市新万1-28ハイツ大要シンマン302号
毎日放送田辺駐在	0739-24-1830	田辺市上屋敷二丁目9-18
(株) テレビ和歌山田辺支局	0739-22-8723	田辺市新庄町3353-9 Big・U内
(株) 和歌山放送田辺支局	0739-22-3179	田辺市新屋敷町6-1 扇ヶ浜ビル3F

(平成 28 年 12 月現在)

第 11 章 水防資機材の整備、輸送の確保

1 水防資機材の整備状況

市内の水防倉庫及び備蓄資機材は、資料 6 のとおりである。

2 輸送の確保

市は、非常の際の水防要員・水防資機材の輸送、関係行政機関・隣接水防管理団体の連絡経路等を確保するため、あらゆる事態を想定し、具体策を立案しておくものとする。

第 12 章 巡視及び警戒と水防作業

1 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、消防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

この際には、水防団等が、立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、西牟婁振興局建設部長及び河川等の管理者に連絡し、西牟婁振興局建設部長は県水防本部長に報告するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇

イ 堤防の上端の亀裂又は沈下

ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

2 水防作業

水防管理者等は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し以下の活動を行う。

- ア 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難 するよう勧告または命令する。
- イ 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- ウ 水防に必要な資機材の点検整備を行う。
- エ 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- オ 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

ただし、水防作業時の自身の安全を確保し、安全が確保できないと判断される場合は避難を優先しなければならない。

3 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特別に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を次の要領で設定する。

なお、県への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- (1) 市長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し、市長が発令するいとまのないときは、副市長、総務部長、行政局長又はその他の関係部長が実施するものとする。

この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

- (2) 警察官又は海上保安官は、前記の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を代行することができる。

また、職場に派遣された自衛官は、前期の職員が現場にいないときは、この職権を代行することができる。

この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

- (3) 警戒区域の設定に必要な措置は、総合調整部、調査復旧部、消防部その他関係部が連携し、警察署、海上保安部、保健所等の防災関係機関の協力を得て実施する。

- (4) 警戒区域の設定を検討しなければならない場合

- ア 土砂災害警戒区域・特別警戒区域、土砂災害危険箇所
- イ 浸水が予想される区域
- ウ 津波浸水予想区域
- エ 倒壊の危険のある大規模建物周辺地域
- オ 施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
- カ 施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域
- キ 放射線使用施設の被害により被爆の危険が及ぶと予想される地域
- ク その他市民の生命を守るために必要と認められるとき

4 規制の実施

- (1) 市長は、警戒区域を設定したときは、田辺警察署長、田辺海上保安部長に協力を要請して警戒区域からの退去又は立入禁止の措置をとる。
- (2) 市長は、警戒区域の設定について、田辺警察署長等関係機関との連絡調整を行う。
- (3) 市長は、警察、消防機関、自主防災組織等の協力を得て、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

第 13 章 避難体制

1 避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告・指示(緊急)

応急避難対策に関する事項は、本章によるほか、「田辺市避難勧告の判断・伝達マニュアル」に定めるところによる。

避難とは、立ち退きの勧告・指示を基本とするが、状況により屋内での退避や堅固な建物等の上層階への避難等をいう。

(1) 実施責任者

実施責任者は災害緊急時、危険地域の住民に、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示(緊急)(以下「避難勧告等」という。)を発令し、安全を確保する。

【避難準備・高齢者等避難開始の実施責任者、伝達内容等】

災害種類	風水害、土砂災害等
実施責任者	市長
要件	(1) 気象予警報等により、災害の発生が予想されるとき、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者があらかじめ避難する必要があると認められるとき。 (2) 避難行動要支援者等以外であっても、避難勧告や避難指示に先だって事前に避難準備をすることが適当であると認められるとき。
対象	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者
伝達内容	避難又は避難準備すべき旨

【避難の勧告・指示(緊急)の実施責任者、指示内容等】

根拠法	災害対策基本法 第60条	地すべり等防止 法第25条	水防法第29条	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行 法第4条
災害種類	災害全般	地すべり	洪水・津波・高潮	災害全般
実施責任者	市長 (知事)	県知事又はその 命を受けた職員	県知事、その命 を受けた職員又 は水防管理者	警察官 海上保安官
要件	災害が発生し、 又は発生するお それがある場合 において、人の 生命又は身体を 災害から保護し、 その他災害の拡 大を防止するた め特に必要があ ると認めるとき。	地すべりにより 著しい危険が切 迫していると認 められるとき。	洪水、雨水出水、 津波又は高潮に よる氾濫により 著しい危険が切 迫していると認 められるとき。	人の生命又は身 体に危険を及ぼ すおそれがある 天災、事変工作 物の損壊、交通 事故、危険物の 爆発、狂犬奔馬 の類等の出現、 極端な雑踏等の 危険がある場合 で、特に急を要 するとき。
対象	必要と認める地 域の居住者、滞 在者その他の者	必要と認める区 域内の居住者	必要と認める区 域の居住者、滞 在者その他の者	必要と認める地 域の居住者、滞 在者その他の者
指示内容等	避難のための立 ち退きの勧告及 び指示又は必要 があると認めら れるときは立ち 退き先を指示	立ち退くべきこ とを指示	立ち退くべきこ とを指示	立ち退くべきこ とを指示又は必 要があると認め られるときは立 ち退き先を指示
その他	速やかにその旨 を知事(市長) に報告(通知)	当該区域を管轄 する警察署長に その旨を通知	水防管理者が指 示をする場合 においては、当 該区域を管轄す る警察署長にそ の旨を通知	公安委員会に報 告 直ちにその旨を 市長に通知

(2) 避難勧告等の実施

避難勧告等は、実施責任者又はその委任を受けた者が行う。

ア 避難の指示権等の委任を受けた者

(ア) 行政局長

(イ) 市長の命を受けた災害現場に派遣された職員

(ウ) 消防長、危機管理局长又は行政局長の命を受けて災害現場に派遣された職員

イ 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示については、あらかじめ市長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。

この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受ける。

ウ 避難勧告等の方法

(ア) 避難勧告等を実施する者は、要避難地域の住民等に対し、広報車、市防災行政無線放送、緊急速報メール等により伝達を行うとともに、自治会及び水防団等の協力を得て組織的な伝達を行う。

また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により避難勧告及び指示(緊急)の徹底を図る。

(イ) テレビ、ラジオ放送により避難勧告及び指示(緊急)の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。

(ウ) 市民は、近隣に居住するひとり暮らしの高齢者や日本語を十分に解さない外国人等に対しても勧告・指示が確実に伝達されるよう協力する。

エ 避難勧告等の伝達内容

(ア) 避難勧告等の発令者

(イ) 避難勧告等の対象地域

(ウ) 避難先とその場所

(エ) 避難経路(危険な経路がある場合)

(オ) 避難勧告等の理由

(カ) 注意事項(火元の確認、避難時の戸締まり、携行品、避難先の明記など)

(3) 避難勧告等の概要

ア 避難準備・高齢者等避難開始及び避難の勧告・指示(緊急)の意味

避難準備・高齢者等避難開始及び避難の勧告・指示(緊急)の標準的な意味合いについては、次表のとおりである。

【避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)の意味合い】

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 台風等が紀伊半島に接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 上記以外の者は、避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的な避難を開始することが望ましい。

避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・避難を行なうことがかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な建物等）への避難や、「屋内安全確保」（屋内のより安全な場所への移動）を行う。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

（４）避難勧告等の発令基準

土砂災害、洪水、高潮及び津波災害からの避難に関する避難勧告等の発令基準は以下のとおりとする。

なお、以下は避難勧告等の発令に当たり参考とすべき情報であり、実際の発令に当たっては、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象も発生することがあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

ア 土砂災害からの避難

区分	判断基準		
避難準備・ 高齢者等 避難開始	日中	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨警報が発表され、土砂災害の前兆現象（軽微なもの）が認められるとき ● 近隣で前兆現象（湧水・地下水の濁りや量の変化）が発見される時
		3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒避難判定図において2～3時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき
	夜間を考慮する場合	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 24時間雨量で200mm以上の降雨が予想される時 ● 土砂災害警戒避難判定図において2～3時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき
		概ね12時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風等が紀伊半島に接近又は通過することが予想される時 ● 長期的な雨量予測（SYNFOS-3D降水予測、府県気象情報、気象台ホットライン等）により現在までの雨量及び12時間先までの降水予測から400mmを超過すると予想される時

避難勧告	日中	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒情報が発表されたとき ● 土砂災害警戒避難判定図においてスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超えているとき ● 土砂災害の前兆現象が認められるとき ● 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁、道路等にクラック発生）が発見されたとき
		3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒避難判定図において1～2時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき
	夜間を考慮する場合	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 累積雨量を含め、今後、雨量が400mmを超過することが予想される時 ● 土砂災害警戒避難判定図において1～2時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき
		概ね12時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風や前線などの影響で今後も降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において現在までの雨量及び12時間先までの降雨予測から過去に土砂災害が発生したときの雨量に近づく可能性があるとき
避難指示 (緊急)	日中	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 累積雨量が400mmを超過したとき ● 国又は県から土砂災害緊急情報が発表されたとき ● 近隣で土砂災害が発生したとき ● 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき
	夜間を考慮する場合	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 累積雨量が400mmを超過したとき ● 特別警報が発表され、災害発生のおそれのある地域があるとき ● 国若しくは県から土砂災害緊急情報が発表されたとき ● 近隣で土砂災害が発生したとき ● 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見される時

イ 洪水からの避難

① 熊野川（洪水予報河川）

区分	判断基準	
避難準備・高齢者等避難開始	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 本宮水位観測所の予測水位が氾濫注意水位（5.0m）に到達し、さらに水位の上昇が予想される時 ● 田辺市に洪水警報が発表されたとき

	夜間を考慮する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風等が紀伊半島に接近・通過することが予想されるとき ● 現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測（SYNFOS-3D 降水予測、府県気象情報、気象台ホットライン等）を基に避難判断水位（6.0m）を超過すると見込まれるとき
避難勧告	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 本宮水位観測所の水位が避難判断水位（6.0m）に達すると予想され、さらに水位の上昇が予想されるとき ● 破堤につながるような漏水、越水、亀裂等が発見されたとき
	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 水位予測情報から1～3時間後に氾濫危険水位（7.1m）に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき
	夜間を考慮する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測（SYNFOS-3D 降水予測、府県気象情報、気象台ホットライン等）を基に氾濫危険水位（7.1m）を超過する、又は氾濫が発生すると見込まれるとき
避難指示（緊急）	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 氾濫危険水位（7.1m）を超過したとき。 ● 破堤を確認したとき ● 大規模漏水、堤体本体の亀裂等を確認したとき ● 特別警報が発表され、重大な被害が及ぶと予想されるとき

② 左会津川（水位周知河川）

区分	判断基準	
避難準備・高齢者等避難開始	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 氾濫注意水位（高山寺観測所：4.0m、中三栖観測所：2.7m）に到達し、更に水位の上昇が予想されるとき ● 水防団待機水位を超えた状態で、流域雨量指数の値が基準Ⅱ（28.7）に到達すると予測されているとき ● 田辺市に洪水警報が発表されたとき
	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 水防団待機水位（高山寺観測所：3.5m、中三栖観測所：2.2m）を超えた状態で、流域雨量指数の値が基準Ⅰ（23.0）に到達し、3時間後までに基準Ⅱ（28.7）に到達すると予測されているとき
	夜間を考慮する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風等が紀伊半島に接近・通過することが予想されるとき ● 現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測（SYNFOS-3D 降水予測、府県気象情報、気象台ホットライン等）を基に避難判断水位（高山寺観測所：4.1m、中三栖観測所：3.5m）を超過し、さらに水位の上昇が予想されるとき

避難勧告	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難判断水位（高山寺観測所：4.1m 中三栖観測所：3.5m）に到達し、さらに水位の上昇が予想される時 ● 氾濫注意水位を超えた状態で、流域雨量指数が基準Ⅲ（31.6）に到達すると予測されているとき ● 破堤につながるような漏水、越水、亀裂等が発見されたとき
	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 氾濫注意水位を超えた状態で、流域雨量指数が基準Ⅱ（31.6）に到達し、3時間後までに基準Ⅲ（31.6）に到達すると予測されているとき
	夜間を考慮する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測（SYNFOS-3D 降水予測、府県気象情報、气象台ホットライン等）を基に氾濫危険水位（高山寺観測所：4.6m 中三栖観測所：3.9m）を超過することが予想される時
避難指示（緊急）	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 氾濫危険水位（高山寺観測所：4.6m 中三栖観測所：3.9m）に到達したとき ● 避難判断水位を超えた状態で流域雨量指数が基準Ⅲ（31.6）に到達したとき ● 破堤につながるような大量の漏水や越水、亀裂等が発見されたとき ● 破堤を確認したとき
	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難判断水位を超えた状態で、流域雨量指数が1～3時間後に基準Ⅲ（31.6）し、3時間後までにさらに上昇すると予測される時

③ その他河川・内水等

区分	判断基準	
避難準備・高齢者等避難開始	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 水位観測の水位が氾濫注意水位（日高川・龍神：3.0m、富田川・原ノ瀬橋：3.5m・鮎川新橋：3.1m、音無川：1.9m）に達し、次のいずれかに該当する時 <ol style="list-style-type: none"> ① 引き続き水位の上昇が見込まれる時 ② 流域雨量指数が基準Ⅱ（日高川：43.5、富田川：29.6、音無川：9.5）に到達すると予測されているとき ● 該当する河川が位置する地域に対して洪水警報や大雨警報が発表され、短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、避難行動要支援者の避難に必要な時間の経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される時
	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 水位観測の水位が氾濫注意水位（日高川・龍神：3.0m、富田川・原ノ瀬橋：3.5m・鮎川新橋：3.1m、音無川：1.9m）に達し、流域雨量指数の1～3時間後の値が基準Ⅱ（日高川：43.5、富田川：29.6、音無川：9.5）に到達すると予測されているとき ● 水位設定のないその他の河川では、流域の雨量が今後1～3時間後で70mm/h 超となっている時

	夜間になることを考慮する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風等が紀伊半島に接近・通過することが予想される時 ● 河川流域の雨量が4～12時間後に70mm/h超となる降水予測(SYNFOS-3D降水予測等)があり、今後も水位の上昇が見込まれる時
避難勧告	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 流域雨量指数が基準Ⅲ(日高川:50.5、富田川:32.6、音無川:10.5)に到達すると予測される時 ● 破堤につながるような漏水、越水、亀裂等が発見された時 ● 洪水警報や大雨警報が発表され、向こう短時間の気象予測や河川等の巡視の報告などから、住民の避難に必要な時間経過後に浸水被害が発生する危険があると判断される時
	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 流域雨量指数の1～3時間後の値が基準Ⅲに到達すると予測されている時 ● 水位設定のないその他の河川では、河川流域の雨量が今後1～3時間後で100mm/h超(SYNFOS-3D降水予測等)となっている時
	夜間になることを考慮する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量(多いところ)及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D降水予測等)から当該河川で過去に氾濫が発生したときの雨量(最大値)に近づく可能性がある時
避難指示 (緊急)	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 流域雨量指数が基準Ⅲ(日高川:50.5、富田川:32.6、音無川:10.5)に到達したとき ● 堤防本体の亀裂、大規模漏水等を確認したとき ● 破堤を確認したとき
	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川流域の雨量が今後1～3時間後で記録的短時間大雨情報の基準を超える予測(SYNFOS-3D降水予測等)となり、越水・溢水の危険性が高いとき ● 流域雨量指数の値が1～3時間後に基準Ⅲ(日高川:50.5、富田川:32.6、音無川:10.5)に到達し、3時間後までにさらに上昇すると予測される時

ウ 高潮災害からの避難

区分	判断基準	
避難準備・ 高齢者等 避難開始	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 高潮警報が発表されたとき
	3時間後の予測情報に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 1～3時間後に潮位が危険潮位に達することが予測される時
避難勧告	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 潮位が危険潮位に達するおそれのある時 ● 海岸堤防等の構造物が倒壊、決壊するおそれのある時 ● 水門・排水施設等の防潮施設の異常が発生するおそれのある時 ● 台風通過などにより異常な越波・越流の発生するおそれのある時

	夜間を考慮する場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 高潮警報が発表され、1～3時間後に潮位が危険潮位を超過することが予測される とき
避難指示 (緊急)	実況情報等に基づく場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の潮位が危険潮位に達したとき ● 海岸堤防等の海岸構造物の倒壊、決壊の危険性が非常に高まり、又は不可避と判断されたとき ● 水門・排水施設等の防潮施設の異常の発生が確認されたとき ● 異常な越波・越流の発生が確認されたとき

エ 津波からの避難

種類	状況
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき ・津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき

※ 津波注意報・津波警報・大津波警報とも「避難指示（緊急）」発令とし、対象範囲は、津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、レジャー客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

津波警報：海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。

大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。

※ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達まで相当の時間があるものについて、上記の判断基準に達する以前に津波の到達予想時刻等の情報を入手できることがあり、その場合には、早期の段階からそれらの情報を踏まえつつ、確実な避難を実施するための措置をとる。

(5) 避難勧告・指示（緊急）の連絡

ア 市長が避難勧告・指示（緊急）を行った場合

市長は、避難勧告・指示（緊急）を行った場合は、知事へ報告するとともに下記の関係機関等へ通報する。解除する場合も同様とする。

(ア) 西牟婁振興局

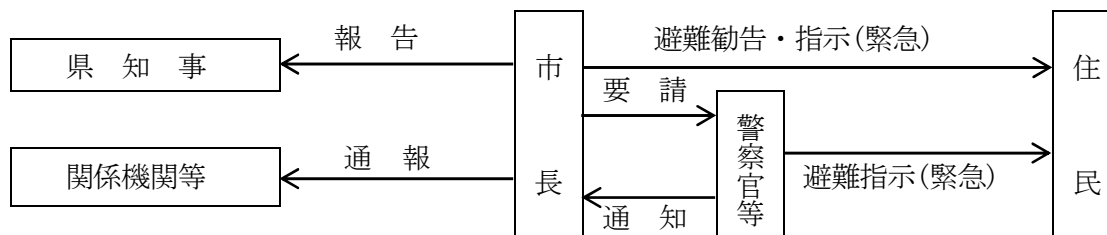
(イ) 田辺警察署

(ウ) 指定緊急避難場所

(エ) 隣接市町村（隣接市町村の施設を避難のために利用する場合）

イ 市長以外が避難指示（緊急）を行った場合

直ちに市長に報告し、市長はアに準じて関係機関等へ連絡する。



※ 避難の必要がなくなったときは、その旨公示しなければならない。

2 避難誘導の方法

(1) 避難の誘導を行う者

ア 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、当該地区の消防団及び市長の命を受けた職員並びに警察官が行う。

イ 学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設の防火管理者及び施設管理者等が実施する。

ウ 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。

エ 避難の誘導を行うものは、自らの身の安全を確保した上で実施するものとする。

(2) 避難の誘導

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じ次のように実施する。

ア 避難は、原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定緊急避難場所その他の安全な場所へ避難するものとし、必要に応じて関係機関の車両、船舶等を利用する。

イ 避難者は、事前に選定した安全な経路を通過して徒歩により避難する。

ウ 避難誘導は、なるべく自治組織単位に行う。

エ 自主防災組織については、役員等による自主的な避難誘導を行う。

オ 避難の誘導にあたっては、傷病者、高齢者、幼児、障害者その他単独で避難することが困難な人（避難行動要支援者）を優先するとともに、できる限り早めに事前避難させる。

カ 火災等で最初の避難場所が危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する。

(3) 洪水、高潮、土砂災害等からの避難

洪水、高潮による浸水及びがけ崩れなどが予想される区域の住民に対しては、必要に応じて避難を呼びかける。

ア 洪水、高潮、土砂災害等の危険と避難を呼びかける。

イ 避難の方向及び避難場所の名称、場所等を状況に応じて呼びかける。

ウ 災害の危険がなくなった場合は、直ちに避難の解除を広報するとともに、住居に被害がある場合は、指定緊急避難場所への避難を誘導する。

(4) 津波からの避難

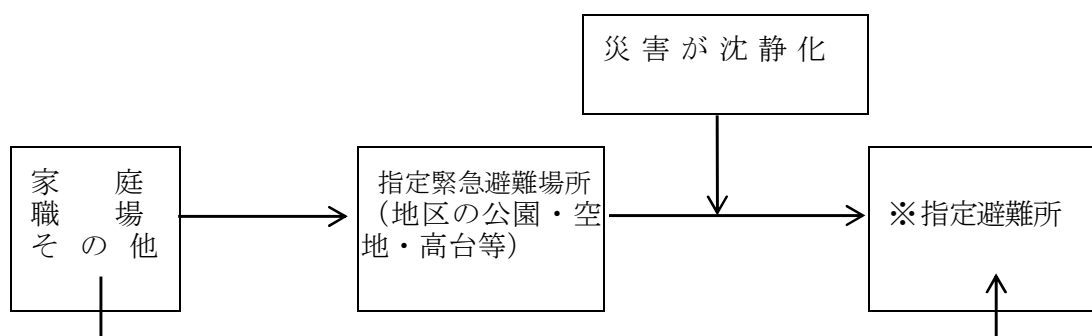
津波の浸水予想区域の住民に対しては、地震発生後、避難を最優先として直ちに次の行動をとるよう広報する。

ア 津波の危険と避難を呼びかける。

イ 避難の方向及び避難場所の名称、場所等を状況に応じて呼びかける。

ウ 津波の危険がなくなった場合は、直ちに避難の解除を広報するとともに、住居に被害がある場合は、指定避難所への避難を誘導する。

【避難のパターン】



※ 指定緊急避難場所を兼ねている場合もある

第 14 章 水防信号

法第 20 条の規定により知事が定める水防信号は、次のとおりである。

方法 区分	警 鐘 信 号			サイレン 信 号					
第1信号	○休止	○休止	○休止	○- 5秒	休 10秒	○- 5秒	休 10秒	○- 5秒	
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	○- 5秒	休 5秒	○- 5秒	休 5秒	○- 5秒	
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	○- 10秒	休 5秒	○- 10秒	休 5秒	○- 10秒	
第4信号	乱 打			○- 1分	休 5秒	○- 1分			

第 1 信号 氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの

第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

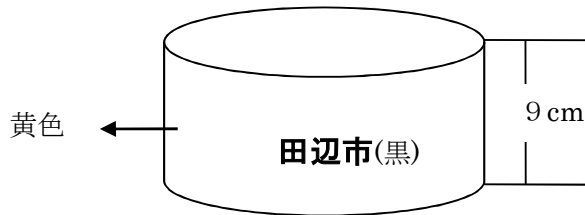
の

第 15 章 水防標識と身分証票

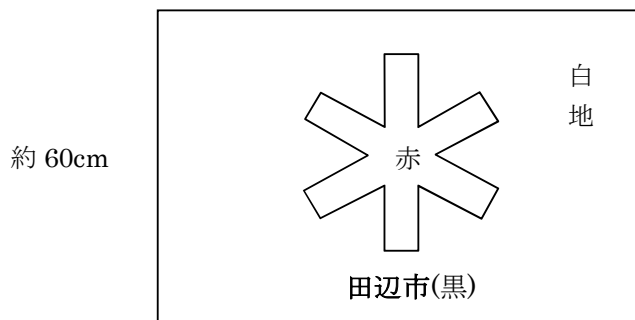
1 水防標識

水防活動を迅速かつ規則正しいものとするため、次の標識を定める。

(1) 水防要員の標識（左腕に腕章を着ける。）



(2) 水防車両に係る標識 約 90cm



2 身分証票

法第49条の2の規定に基づき、必要な土地に立ち入る場合の身分を示す証票は、次に定めるものとする。

ただし、消防職員にあつては、「消防公務の証」とする。

<p>No. 田辺市職員証</p> <p>氏名</p> <p>生年月日 年月日</p> <p>発行年月日 平成 年月日</p> <p>有効期限 平成 年月日</p> <p>和歌山県田辺市新屋敷町1番地</p> <p style="text-align: right;">田辺市長</p>	<p>(裏)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この職員証は田辺市職員であることを証するものであるから、本人が常に携帯すること。 2. この職員証の記載事項に変更が生じたときには直ちに訂正を受けること。 3. この職員証を紛失したときは直ちに届け出ること。 4. この職員証は退職その他職員としての身分を失ったときは返還すること。
---	--

第 16 章 協力及び応援

1 河川管理者の協力

河川管理者である国土交通省（紀南河川国道事務所）又は和歌山県（西牟婁振興局建設部）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体（田辺市）が行う水防のための活動に協力を行う。

2 警察官の援助要求

水防管理者（田辺市長）は、法第22条に基づき、水防のため必要があると認めるときは、田辺警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

3 自衛隊の派遣要請

水防管理者（田辺市長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者（田辺市長）が直接自衛隊に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

4 住民、自主防災組織等との連携

水防管理団体（田辺市）は水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 17 章 費用負担及び公用負担

1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事に斡旋を申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（田辺市長）、田辺市消防団長又は、消防機関の長（田辺市消防長）は、法第28条第1項に基づき、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（田辺市長）又は消防機関の長（田辺市消防長）にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次に掲げる公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第	号
公 用 負 担 権 限 委 任 証	
	所属等
	職 名
	氏 名
上記の者に	区域における水防法第28条第1項
の権限行使について委任したことを証明する。	
年 月 日	委任者（水防管理者等） 印

(3) 公用負担命令書

前記の者が、公用負担を命ずる権限を行使する場合は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第	号			
公 用 負 担 命 令 書				
水防法第28条の規定に基づき次のとおり				
使用				
_____ を 収用 する。				
処分				
年 月 日				
命 令 権 者				
事 務 取 扱 者				
印				
印				
物 件	数 量	範 囲	期 間	備 考

(4) 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 18 章 水防報告と記録

1 水防速報

各部長は、次の事項が発生したときは、直ちに本部長に報告するものとする。

- ア 第 7 章に定める水防団待機水位に達したとき。
- イ 区域内住家に水災の危険が切迫したとき。
- ウ 河川、海岸、ため池等の堤防等が決壊したとき。
- エ 道路の通行不能又は橋梁が流出したとき。
- オ 家屋の流出、倒壊が発生したとき。
- カ 死傷者が発生したとき。
- キ 水防作業を開始したとき、又は終了したとき。
- ク 水防作業及び水防工法の状況
- ケ その他各部長が必要と認める事項

2 水防報告

本部長は、次の事項が発生したときは、西牟婁振興局建設部長に報告するものとする。

- ア 水防配備体制についたとき。
- イ 水防団を出動させたとき。
- ウ 河川、海岸、ため池等の堤防に、決壊のおそれが生じたとき、又はこれに準ずる事態が生じたとき。
- エ 事態が切迫し、水防機関のみでは防御が困難となり、他の機関に応援要請をしたとき。
- オ 水防配備体制を解除したとき。
- カ その他必要と認める事態が生じたとき。

3 水防顛末報告

- (1) 各部長は、水防活動を終結したときは、「管内被害状況報告書」（1号様式の1及び1号様式の2）により、速やかに本部長に報告しなければならない。
- (2) 水防本部長は、水防活動を終結したときは、その顛末を別紙様式「水防実施状況報告書」（2号様式）により知事（西牟婁振興局経由）に報告するとともに、水防記録を作成してその写しを保管するものとする。

1号様式の1

管内被害状況報告書

(平成 年 月 日現在)

地 区 別	り 災 世 帯 数 ※ 世 帯	り 災 者 ※ 人	人的被害(人)					家屋被害(戸)						田畑被害(アール)					
			死 者	行 方 不 明	負 傷		計	住 家 非 住 家 別	流 失	浸 水		倒 壊		計	田		畑		計
					重 傷	軽 傷				床 上	床 下	全 壊	半 壊		流 失 埋 没	冠 水	流 失 埋 没	冠 水	
							住												
							非												
							住												
							非												
							住												
							非												
							住												
							非												
							住												
							非												
計							住												
							非												

1号様式の2

被害種別	道路被害		堤防(護岸)被害			橋梁被害			船舶被害(隻)		鉄道(軌道)被害	崖及び山崩れ(箇所)	その他の被害
	決壊(埋没)箇所	延長(m)	河川海岸地等の名称	決壊箇所	延長(m)	流出橋梁名	架橋河川名	流失箇所及び長さ(m)	流失及び全壊(埋没)	破損	不通区間及び延長(m)		
計													

2号様式 水防実施状況報告書

水防実施状況報告書

管理団体名										作成責任者				
水防活動実施の台風又は豪雨名										報告年月日				
場所	m	右 川 岸 地 先 左								管理団体 分	県支出分	計		
		地区											円	円
日時	自 月 日 時								所要 経費	人件費	出動手当			
	至 月 日 時										食料費			
出動 人員	消防団員		その他		計				物件費	その他				
										計				
水防作業 の概要及 び工法										主要資材 費				
											その他資材 費			
										材料等借 料				
										その他				
										計				
										計				
水防の 結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人	使用 資材					
	被害	m	ha	ha	棟 世帯	m	m	人						
応援出動状況														
居住者出動状況														
警察の援助状 況														
現場指揮者 公吏氏名										立ち退き状況及び それを指示した 理由				
水防関係者 の死傷										水防功労者の氏名 年齢、所属及び功 績概要				
備考										堤防その他の施設 の異常の有無及び 緊急工事を必要と するものが生じた ときは、その場所 及び損傷状況				
										水防活動に関する 自己批判				

- (注) 1. この報告書は、各水防管理団体において作成すること。
2. 水防箇所ごとに作成すること。

第 19 章 水防訓練

市は、法第32条の2の規定に基づき、水防計画の習熟と検証、関係機関、市民等との連携体制の強化、実践を通じての防災意識の高揚等を図るため、関係機関や市民、事業者、ボランティア等と連携し、圏域の広がりや施設の特性に応じた水防訓練を実施する。

第 20 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

1 洪水への対応

(1) 浸水想定区域の指定状況

県は、法第 14 条に基づき、洪水予報河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表することとなっている。

現在、本市に係る浸水想定区域図は、次のとおりである。

ア 熊野川中流（本宮区間） 浸水想定区域図（洪水予報河川）

（平成 25 年 6 月 11 日指定：和歌山県）

イ 左会津川 浸水想定区域図（水位周知河川）

（平成 18 年 7 月 14 日指定：和歌山県）

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

洪水予報指定河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなっている。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内にある主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

本市の地域防災計画で定められている浸水想定区域要配慮者施設は、本計画書の資料 9 のとおりである。

2 津波への対応

(1) 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域が指定された場合は、水防管理者は、地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載したものを印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報をインターネットの利用その他の適切な方法により、住民、滞在者その他の者がその提供を受けることができる状態に置くこととする。

管内雨量観測所及び管内水位観測所

(1) 管内雨量観測所

観測所	所在地	設置場所	管理者	観測者	電話番号
※田辺	朝日ヶ丘	西牟婁振興局	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
田辺市 消防本部	新庄町	田辺市消防本部	田辺市	田辺市消防職員	0739-22-0119
※津志野	中芳養	JA紀南中芳養支所 梅加工場	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※岩内	上秋津	岩内会館横	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※長野	長野	長野小学校内	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※平見	上芳養	旧上芳養小学校内	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※串崎	秋津川	JA秋津川支所屋上	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※龍神	龍神村西	龍神行政局	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
龍神	龍神村西	龍神行政局	田辺市	田辺市職員	0739-78-0111
※安井	龍神村安井	椿山ダム 安井雨量局	和歌山県	椿山ダム管理事務所	0738-57-0400
※三ツ又	龍神村三ツ又	椿山ダム 三ツ又雨量局	和歌山県	椿山ダム管理事務所	0738-57-0400
※龍神寺野	龍神村龍神	雨泊り1219-20	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※殿原	龍神村殿原	旧殿原小学校	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※下山路	龍神村甲斐ノ川	旧下山路中学校	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※栗栖川	中辺路町栗栖川	中辺路行政局	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※福定 (大川)	中辺路町福定	福定4	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※北郡	中辺路町北郡	旧北郡小学校	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※水上	中辺路町水上	水上駐車場	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※近露	中辺路町近露	近野小学校	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
近露	中辺路町近露	近野林業会館	和歌山県	田辺市役所近野連絡所	0739-65-0003
野中	中辺路町野中	野中字滝の峰 南平2245番地	関西電力 (株)	関西電力殿山ダム職員	0739-62-0013
※野中	中辺路町野中	野中3番地	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※大内川	中辺路町大内川	中辺路郷土文化交流館	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※兵生	中辺路町兵生	垣内350-4	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※下川上	下川上	林業富里現場監督事務所	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※大塔	鮎川	大塔行政局	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
殿山ダム	合川	殿山ダム	関西電力 (株)	関西電力殿山ダム職員	0739-62-0013
五味	五味	五味95番地	関西電力 (株)	関西電力殿山ダム職員	0739-62-0013
平瀬	平瀬	海蔵院	関西電力 (株)	関西電力殿山ダム職員	0739-62-0013
※東伏菟野	東伏菟野	伏菟野平4-2	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※大杉	下川上	安川591-1	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※鮎川	和田	和田862	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200

観測所	所在地	設置場所	管理者	観測者	電話番号
※向山	向山	向山300-1	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※熊野	熊野	百間山溪谷キャンプ場駐車場	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※本宮	本宮町本宮	西牟婁振興局建設部本宮駐在	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※静川	本宮町静川	静川小学校跡地	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※三越	本宮町三越	三越702	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200
※野竹法師	本宮町野竹	野竹859	和歌山県	西牟婁振興局建設部職員	0739-22-1200

注：※ テレメーターにより情報を収集する観測所
資料：田辺市防災まちづくり課（平成28年12月調べ）

(2) 管内水位観測所

河川名	観測所	所在地	設置場所	水位		堤防高		観測者	電話番号
				通報	警戒	左岸	右岸		
左会津川	※高山寺	稲成町	高雄大橋右岸 上流60m	3.50	4.00	8.30	7.50	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200
左会津川	※中三栖	中三栖	中央橋左岸 下流50m	2.20	2.70	6.20	5.90	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200
右会津川	※岩内	上秋津	森橋右岸 下流120m	2.00	2.50	4.40	3.20	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200
右会津川	落合橋	秋津川	落合橋橋脚	2.50	3.00	6.30	6.30	田辺市消防団 秋津川分団	0739-22-0119
芳養川	※はやざと 大橋	芳養町	はやざと大橋 右岸	1.50	2.00	5.60	5.60	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200
芳養川	松井橋	芳養町	松井橋橋脚	2.20	2.70	4.80	4.30	田辺市消防団 芳養分団	0739-22-0119
日高川	※龍神	龍神村 安井	丸嶋橋右岸 下流100m	1.50	3.00	5.90	12.00	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200
日高川	広井原	龍神村 広井原	昭栄橋右岸 下流	—	—	—	—	関西電力(株) 和歌山支店	073-422-4150
日置川	近露	中辺路町 近露	下平橋上流	—	—	—	—	関西電力(株) 和歌山支店	073-422-4150
日置川	※合川	合川	殿山ダム	—	—	—	—	関西電力(株) 殿山ダム職員	0739-62-0013
日置川	※平瀬	平瀬	中の瀬橋 下流8m	—	—	—	—	関西電力(株) 殿山ダム職員	0739-62-0013
前の川	※五味	五味	高野吊橋 上流10m	—	—	—	—	関西電力(株) 殿山ダム職員	0739-62-0013
富田川	※原ノ瀬橋	中辺路町 栗栖川	原ノ瀬橋右岸	2.50	3.50	7.40	8.40	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200
富田川	※鮎川新橋	鮎川	鮎川新橋橋脚	2.50	3.10	5.80	6.50	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200
熊野川	※本宮	本宮町 大居	下向橋右岸 下流300m	4.60	5.00	9.00	29.90	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200
熊野川	本宮 (赤井谷川)	本宮町 本宮	口赤井谷	3.50	5.00	—	—	田辺市 消防職員	0735-42-1000
熊野川	萩	本宮町 伏拝	三里橋右岸	2.00	4.00	—	—	田辺市職員	0735-42-0070
音無川	※本宮 (音無)	本宮町 本宮	清水橋右岸 下流150m	0.90	1.90	4.30	4.40	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200
大塔川	※川湯	本宮町 川湯	川湯開拓橋 左岸上流170m	1.50	2.00	3.00	—	西牟婁振興局 建設部職員	0739-22-1200
大塔川	※小野橋	本宮町 静川	小野橋中央	—	—	—	—	田辺市 消防職員	0735-42-1000
四村川	皆地	本宮町 皆地	国道311号皆地 右岸	—	—	—	—	関西電力(株) 和歌山支店	073-422-4150

注：※ テレメーターにより情報を収集する観測所

出典：平成27年度和歌山県水防計画書

資料：田辺市防災まちづくり課（平成28年12月調べ）

潮位観測所及び巨大津波観測所

潮位観測所

和歌山地方気象台

観測所	所在地	管理者	観測者	電話	備考
和歌山	和歌山市	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-1328	和歌山港
御坊	御坊市	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-1328	祓井戸漁港
白浜	白浜町	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-1328	堅田漁港
串本	串本町	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-1328	袋港
浦神	那智勝浦町	和歌山地方気象台	和歌山地方気象台	073-422-1328	浦神港
計	5箇所				

資料：和歌山地方気象台（平成27年12月現在）

巨大津波観測所

和歌山地方気象台

観測所	観測点名称	所管官署	備考
和歌山	和歌山	和歌山地方気象台	巨大津波観測計
白浜	白浜町堅田	和歌山地方気象台	巨大津波観測計
串本	串本町袋	和歌山地方気象台	巨大津波観測計
浦神	那智勝浦町浦神	和歌山地方気象台	巨大津波観測計

資料：和歌山地方気象台（平成27年12月現在）

知事管理河川重要水防箇所

番号	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	備考
				場所	延長m		
1	日高川	日高川	左	手谷川合流点～福井橋	400	A	
2	〃	〃	右	福井橋上流50m～宮ノ瀬橋	1,100	B	
3	〃	〃	右	上山路橋下流50m～西警察官駐在所前	450	B	
4	左会津川	左会津川	左	新会津橋～新会津橋上流200m	200	A	
5	〃	〃	左	新会津橋上流200m～小泉龍神橋	1,300	B	
6	〃	〃	右	田辺大橋～切戸橋	700	A	
7	〃	〃	右	高雄大橋上流100m～堀田橋	400	B	
8	〃	〃	右	小泉龍神橋～下万呂目座橋	1,000	B	
9	〃	〃	右	中の宮橋上流100m～細井橋上流50m	2,000	B	
10	〃	右会津川	左	青木歩道橋～田尻橋上流100m	800	A	
11	〃	〃	右	秋津野橋下流250m～左向谷川合流点	1,500	A	
12	〃	〃	右	川中口橋下流300m～川中口橋	300	B	
13	〃	〃	左	〃	300	B	
14	〃	久保田川	右	若者橋上流500m～若者橋上流950m	450	B	
15	芳養川	芳養川	左	田尻橋～田尻橋上流200m	200	B	
16	〃	〃	右	田尻橋～中芳養泉養寺橋	800	A	
17	〃	〃	左	土堂橋～中芳養平野橋	800	A	
18	〃	〃	右	〃	800	A	
19	〃	〃	左	境橋上流420m～中芳養脇田橋	480	A	
20	〃	〃	右	〃	480	A	
21	〃	小畔川	左	船山橋下流290m～船山橋	290	A	
22	〃	〃	右	〃	290	A	
23	〃	田川	左	県道上富田南部線下流210m～県道上富田南部線	210	B	
24	〃	〃	右	〃	210	B	
25	出井川	出井川	左	河口～県道田辺白浜線下流100m	400	B	
26	〃	〃	右	〃	400	B	
27	名喜里川	名喜里川	左	河口～名喜里橋上流200m	500	A	
28	〃	〃	右	〃	500	A	
29	〃	〃	左	J R鉄橋下流200m～J R鉄橋	200	A	
30	〃	〃	右	J R鉄橋下流200m～J R鉄橋上流600m	800	B	
31	橋谷川	橋谷川	左	河口～新庄町橋谷鉄橋	330	B	
32	〃	〃	右	〃	330	B	
33	仙波谷川	仙波谷川	左	内ノ浦大橋上流100m～内ノ浦大橋上流600m	500	A	
34	〃	〃	右	〃	500	A	

番	水系名	河川名	左右岸	重要水防箇所		重要度	備考
				場所	延長m		
35	富田川	富田川	左	原之瀬橋～原之瀬橋上流150m	150	A	
36	〃	〃	右	富源橋下流200m～富源橋上流200m	400	B	
37	〃	中川	右	大氏橋～大氏橋上流200m	200	B	
38	〃	西谷川	右	西谷公民館下流95m～西谷公民館	95	B	
39	日置川	日置川	左	津呂大橋～北野橋	500	B	
40	〃	熊野川	左	面川林業会館下流300m～面川林業会館	300	B	
41	〃	竹ノ又川	右	竹ノ又橋下流500m～竹ノ又橋下流320m	180	B	
42	新宮川	熊野川	左	三里大橋下流400m～三里大橋	400	A	
43	〃	〃	左	上の谷合流点下流600m～上の谷合流点	600	A	
44	〃	〃	右	三里大橋下流430m～三里大橋	430	A	
45	〃	〃	右	大居地区全域	1,100	B	
46	〃	〃	右	大斎原一帯	400	B	
47	〃	〃	右	請川高齢者支援ハウス100m～請川高齢者支援ハウス	100	B	
48	〃	〃	左	三里大橋～三里大橋上流100m	100	B	
49	〃	〃	右	三里大橋～三里大橋上流150m	150	B	
50	〃	音無川	左	熊野川合流点～本宮行政局	600	A	
51	〃	〃	右	熊野川合流点～私語橋	350	A	
52	〃	大塔川	左	熊野川合流点～旧請川橋	200	A	
53	〃	〃	左	川湯地区県道沿一帯	300	A	
54	〃	〃	右	川湯橋下流500m～川湯橋	500	A	
55	〃	〃	左	大塔橋下流100m～大塔橋上流100m	200	A	
56	〃	〃	右	熊野川合流点～旧請川橋	300	B	

注) 重要水防箇所(知事管理河川)の重要度

河川の流量、当該箇所の背後地の状況及び河川施設(堤防、護岸等)の状況等から、洪水の危険度、人命財産等の影響範囲、水防活動の必要度等を総合的に考慮し次のとおり定める。

(A) 最も重要と思われる箇所

(B) 次に重要と思われる箇所

(要注意) 注意が必要と思われる箇所

出典：和歌山県水防計画書(平成29年度修正版)

海岸重要水防箇所（国土交通省、農林水産省所管）

（国土交通省水管理・国土保全局所管）

県港湾漁港整備課

地区海岸名		重要水防箇所所在地	延長（m）	備考
1	芳養元町	目 良	1,200	越波（H16）
計			1,200	

出典：和歌山県水防計画書（平成27年度修正版）

（国土交通省港湾局所管）

県港湾漁港整備課

地区海岸名		重要水防箇所所在地	延長（m）	備考
1	文里港	神子浜～新庄	1,000	
計			1,000	

出典：和歌山県水防計画書（平成28年度修正版）

（農林水産省所管）

県農業農村整備課

地区海岸名		所在地	延長（m）	備考
1	滝内	新庄町	2,043	農村振興局所管
2	鳥の巣	新庄町	1,679	農村振興局所管
3	鳥の巣西	新庄町	440	農村振興局所管
計			4,162	

出典：和歌山県地域防災計画資料編（平成25年度修正版）

重要水防箇所（ため池）

ため池名	台帳番号	指定基準	所在	1 堤長 (m)	2 堤高 (m)	3 受益 面積 (ha)	4 想定 被害 面積 (ha)	5 民家 戸数 (戸)	6 公共施設等
ナガタニカミイケ 長谷上池	2	B	上芳養	50.0	12.0	5.0	4.4	3	市道、県道
カマタニシモイケ 鎌谷下池	8	B	上芳養	49.0	20.4	1.0	2.6	3	市道、県道
ナカキヤリニイケ 長屋谷池	58	B	中芳養	47.0	8.5	8.0	3.6	6	市道、中芳養中学校
ヤマタニイケ 山谷池	68	B	中芳養	54.0	10.5	2.0	4.7	12	県道、市道、JA 加工施設
メグリダニイケ 巡谷池	98	B	稲成町	62.0	10.0	7.0	10.5	47	市道、国道、集会所
イワグチイケ 岩口池	99	B	稲成町	80.0	10.2	7.1	8.0	35	市道
ミスシンイケ 三栖新池	143	B	中三栖	76.0	9.7	17.6	8.5	65	市道、衣笠中学校、三栖幼稚園
トビサキシキイケ 鳥帽子(下)池	151	B	下三栖	84.0	11.0	1.5	9.5	65	市道、町内会館
フルイケ 古池	277	B	新庄町	79.0	5.0	—	4.3	6	市道、JR 線路
スイケンイケ 水源池	278	B	新庄町	31.0	5.0	13.8	7.5	6	市道、JR 線路
ナカイケ 中池	279	B	新庄町	35.0	7.0	13.8	10.0	11	市道、JR 線路
シンイケ 新池	280	B	新庄町	81.0	7.8	13.8	12.6	25	市道、JR 線路
イネヅマイイケ 稲妻池	286	A	新庄町	66.0	6.2	5.0	3.2	6	市道、JR 線路
ニシシモノイケ 西下ノ池	2	B	龍神村西	39.0	13.0	1.3	1.0	3	国道 371 号線
ニシホミノイケ 西上ノ池	1	B	龍神村西	42.0	10.0	1.7	1.0	8	国道 371 号線
スギノタニイケ 杉ノ谷池	6	B	龍神村福井	54.0	10.0	4.6	0.8	1	市道
シンイケ 新池	11	B	中辺路町近露	30.0	4.5	2.0	3.2	9	市道、保育園、診療所、 集会所、郵便局、熊野古道
ウチビイケ 打樋池	12	B	中辺路町近露	27.0	6.4	2.0	2.0	10	市道、保育園、診療所、 集会所、郵便局、熊野古道

注) 重要水防箇所（ため池）の重要度について

当該ため池の下流部に民家や公共施設等が存在することにより、洪水等の影響による水防活動の必要性を総合的に考慮して次のように定める。

(A) 特に重要と思われる箇所

(B) 次に重要と思われる箇所

(C) やや重要と思われる箇所

資料：田辺市防災まちづくり課（平成28年12月調べ）

重要なダム・水こう門一覧表

番号	河川等	名称	設置目的	所在地	操作責任者	操作基準
1	日高川	柳瀬発電所 (柳瀬堰堤)	取水	田辺市龍神村柳瀬 779	関西電力株式会社	取水堰管理規程並びに土木 設備運転所則による。
2	日高川	甲斐ノ川発電所 (鍋坂堰堤)	取水	田辺市龍神村福井 561-1	関西電力株式会社	取水堰管理規程並びに土木 設備運転所則による。
3	神谷川	神谷川樋門	防潮	田辺市文里ポンプ場 内	田辺市管理課	高潮時等(津波時Jアラート で自動)に閉門する。
4	文里港	神子浜樋門	防潮	田辺市文里ポンプ場 内	田辺市管理課	高潮時等(津波時Jアラート で自動)に閉門する。
5	日置川	関西電力殿山ダム	取水	田辺市合川	関西電力株式会社	殿山ダム堰堤操作規程によ る。
6	芳養川	芳養川方原上樋門	逆流防止	田辺市芳養町方原	田辺市農業振興課	外水位が内水位より高くな った時閉門する。
7	芳養川	芳養川方原下樋門	逆流防止	田辺市芳養町方原	田辺市農業振興課	外水位が内水位より高くな った時閉門する。
8	芳養川	芳養川芋樋門	逆流防止	田辺市芳養町目良ヶ谷	田辺市農業振興課	外水位が内水位より高くな った時閉門する。
9	芳養川	芳養川起伏式ゲート (中井頭首工)	取水	田辺市芳養町阿阪	田辺市農業振興課	取水時に起立させる。
10	芳養川	芳養川起伏式ゲート (保原頭首工)	取水	田辺市芳養町藤原	田辺市農業振興課	取水時に起立させる。
11	芳養川	松井橋樋門	逆流防止	田辺市芳養町松原	田辺市管理課	外水位が内水位より高くな った時閉門する。
12	左会津川	大谷川樋門	逆流防止	田辺市中万呂大谷	田辺市管理課	外水位が内水位より高くな った時閉門する。
13	左会津川	目座樋門	逆流防止	田辺市下万呂目座	田辺市管理課	外水位が内水位より高くな った時閉門する。
14	左会津川	八町川樋門	逆流防止	田辺市秋津町西八丁	田辺市管理課	外水位が内水位より高くな った時閉門する。
15	左会津川	江川樋門	逆流防止	田辺市江川川辺り	田辺市管理課	外水位が内水位より高くな った時閉門する。
16	左会津川	錦水樋門	逆流防止	田辺市上屋敷一丁目	田辺市管理課	外水位が内水位より高くな った時閉門する。
17	右会津川	矢矧第1樋門	逆流防止	田辺市秋津町矢矧	田辺市管理課	外水位が内水位より高くな った時閉門する。
18	右会津川	矢矧第2樋門	逆流防止	田辺市秋津町矢矧	田辺市管理課	外水位が内水位より高くな った時閉門する。
19	稲成川	稲成川 南江原上樋門	逆流防止	田辺市稲成町南江原	田辺市農業振興課	外水位が内水位より高くな った時自動的に閉門する。
20	稲成川	稲成川 南江原下樋門	逆流防止	田辺市稲成町南江原	田辺市農業振興課	外水位が内水位より高くな った時自動的に閉門する。
21	稲成川	稲成川 おとゆ樋門	取水	田辺市稲成町南江原	田辺市農業振興課	取水時に起立させる。
22	稲成川	尾の崎第1樋門	逆流防止	田辺市古尾	田辺市管理課	外水位が内水位より高くな った時(自動)閉門する。
23	稲成川	尾の崎第2樋門	逆流防止	田辺市稲成町糸田	田辺市管理課	外水位が内水位より高くな った時(自動)閉門する。
24	荒光川	荒光川起伏式ゲート	取水	田辺市稲成町荒光	田辺市農業振興課	取水時に起立させる。
25	稲屋川	稲屋川起伏式ゲート	取水	田辺市上秋津柿平	田辺市農業振興課	取水時に起立させる。

番号	河川・港湾等	名称	設置目的	所在地	操作責任者	操作基準
26	名喜里川	亥の谷樋門	逆流防止	田辺市新庄町名喜里	田辺市管理課	外水位が内水位より高くなった時閉門する。
27	名喜里川	成川樋門	逆流防止	田辺市新庄町名喜里	田辺市管理課	外水位が内水位より高くなった時閉門する。
28	背戸川	片町樋門	逆流防止	田辺市片町背戸川	田辺市管理課	外水位が内水位より高くなった時閉門する。
29	大戸川	大戸川樋門	逆流防止	田辺市新庄町橋谷	田辺市管理課	外水位が内水位より高くなった時(津波時Jアラートで自動)閉門する。
30	井原川	井原樋門	防潮	田辺市芳養町井原	田辺市管理課	高潮時等に閉門する。
31	松原川	松原樋門	防潮	田辺市芳養町松原	田辺市管理課	高潮時等(津波時Jアラートで自動)に閉門する。
32	芳養漁港	西護岸東陸閘門	防潮	田辺市芳養町松原	田辺市水産課	常時閉鎖。
33	芳養漁港	西護岸西陸閘門	防潮	田辺市芳養町松原	田辺市水産課	常時閉鎖。
34	芳養漁港	松原東陸閘門	防潮	田辺市芳養町松原	田辺市水産課	高潮時等に閉門する。
35	芳養漁港	松原西陸閘門	防潮	田辺市芳養町松原	田辺市水産課	高潮時等に閉門する。
36	芳養漁港	東護岸越波扉	防潮	田辺市芳養町松原	田辺市水産課	高潮時等に閉門する。
37	文里港	跡ノ浦樋門	防潮	田辺市新庄町跡ノ浦	田辺市管理課	高潮時等(津波時Jアラートで自動)に閉門する。
38	文里港	跡ノ浦越波扉第1ゲート	防潮	田辺市新庄町跡ノ浦	田辺市管理課	高潮時等に閉門する。
39	文里港	跡ノ浦越波扉第2ゲート	防潮	田辺市新庄町跡ノ浦	田辺市管理課	高潮時等に閉門する。
40	文里港	跡ノ浦越波扉第3ゲート	防潮	田辺市新庄町跡ノ浦	田辺市管理課	高潮時等に閉門する。
41	文里港	跡ノ浦越波扉第4ゲート	防潮	田辺市新庄町跡ノ浦	田辺市管理課	高潮時等に閉門する。
42	文里港	跡ノ浦越波扉第5ゲート	防潮	田辺市新庄町跡ノ浦	田辺市管理課	高潮時等に閉門する。
43	文里港	跡ノ浦越波扉第6ゲート	防潮	田辺市新庄町跡ノ浦	田辺市管理課	高潮時等に閉門する。
44	文里港	跡ノ浦越波扉第7ゲート	防潮	田辺市新庄町跡ノ浦	田辺市管理課	高潮時等に閉門する。
45	田辺漁港海岸	扇ヶ浜越波扉(交番横)	防潮	田辺市扇ヶ浜	田辺市水産課	高潮時等に閉門する。
46	田辺漁港海岸	扇ヶ浜陸閘門(交番横～①)	防潮	田辺市扇ヶ浜	田辺市水産課	常時閉門。
47	田辺漁港海岸	扇ヶ浜陸閘門(交番横～②)	防潮	田辺市扇ヶ浜	田辺市水産課	高潮時等に閉門する。
48	田辺漁港海岸	扇ヶ浜陸閘門(交番横～③)	防潮	田辺市扇ヶ浜	田辺市水産課	高潮時等に閉門する。
49	田辺漁港海岸	扇ヶ浜陸閘門(交番横～④)	防潮	田辺市扇ヶ浜	田辺市水産課	常時閉門。
50	田辺漁港海岸	扇ヶ浜陸閘門(交番横～⑤)	防潮	田辺市扇ヶ浜	田辺市水産課	常時閉門。

番号	河川・港湾等	名称	設置目的	所在地	操作責任者	操作基準
51	田辺漁港海岸	扇ヶ浜陸閘門 (交番横～⑥)	防潮	田辺市扇ヶ浜	田辺市水産課	常時閉門。
52	田辺漁港海岸	扇ヶ浜陸閘門 (交番横～⑦)	防潮	田辺市扇ヶ浜	田辺市水産課	高潮時等に閉門する。
53	田辺漁港海岸	戎漁港東越波扉	防潮	田辺市上屋敷三丁目	田辺市水産課	高潮時等に閉門する。
54	田辺漁港海岸	戎漁港越波扉 (漁港側)	防潮	田辺市上屋敷三丁目	田辺市水産課	高潮時等に閉門する。
55	田辺漁港海岸	戎漁港越波扉 (河口側)	防潮	田辺市上屋敷三丁目	田辺市水産課	常時閉門。
56	田辺海岸	内ノ浦樋門	防潮	田辺市新庄町内ノ浦	田辺市管理課	高潮時等（津波時Jアラートで自動）に閉門する。
57	富田川	中芝樋門	逆流防止	田辺市中辺路町栗栖川	田辺市中辺路行政 局総務課	外水位が内水位より高くな った時閉門する。
58	富田川	宮代樋門	逆流防止	田辺市鮎川	田辺市大塔行政 局総務課	外水位が内水位より高くな った時閉門する。
59	熊野川	萩こう門	逆流防止	田辺市本宮町伏拝	田辺市本宮行政 局総務課	外水位が内水位より高くな った時閉門する。

資料：田辺市防災まちづくり課（平成27年12月調べ）

水防資機材一覽表

番号	河川名	水防倉庫名	袋類 (枚)	ドンゴロス (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (m)	掛矢 (丁)	スコープ (丁)	照明器 (台)	防水 シート	備考
1	日高川	龍神分署	1,200	33				1	4		14	
2	日高川・小又川	龍神分団湯ノ又車庫				8		5	12		72	
3	日高川	上山路分団宮代車庫	250			9		5	10		65	
4	丹生ノ川	上山路分団殿原車庫	81			10		4	9		65	
5	日高川	中山路分団柳瀬車庫	72		1	10		5	13		72	
6	日高川	下山路分団福井車庫	88		1	10		5	10		70	
7	日高川	下山路分団甲斐ノ川車庫	100					5	11		55	
8	全域	田辺消防署	12,200			800	9	33	33		95	
9	全域	扇ヶ浜分署	400					3	3			
10	芳養川	上芳養分団第2車庫			8	220	1	5	9		4	
11	芳養川	上芳養分団第1車庫	600						10		15	
12	芳養川	中芳養分団中芳養器具庫	80		16	93	1	4	14		11	
13	稲成川	谷上会館倉庫	400			100	1	5	10		8	
14	稲成川	稲成分団車庫						5	2		5	
15	稲成川	下村会館倉庫	600		3	50		3	12		1	
16	稲成川	稲成水防倉庫	800				1	1	4		1	
17	右会津川	秋津川谷川器具庫	700			70	1	2	2			
18	右会津川	秋津川竹藪多目的センター						10	3			
19	右会津川	上秋津千鉢器具庫	400	38	4	18		3	3			
20	右会津川	上秋津分団久保田器具庫	500	2	2		4	2	13		1	
21	右会津川	上秋津分団車庫	150	1	4			1	8		5	
22	右会津川	上秋津分団岩内器具庫	700	150	17	160		3	5			
23	右会津川	秋津分団車庫	100					4	4		6	

番号	河川名	水防倉庫名	袋類 (枚)	ドンゴロス (枚)	なわ (巻)	杭 (本)	鉄線 (m)	掛矢 (丁)	スコープ (丁)	照明器 (台)	防水 シート	備考
24	右会津川	秋津水防倉庫						9			3	
25	左会津川	長野分団第1車庫	10			49		6	11		10	
26	左会津川	三栖分団上三栖器具庫	1,500	4	5	205	1	5	3			
27	左会津川	三栖分団車庫	50					5	8		6	
28	左会津川	三栖分団中の宮器具庫	200	370	15	110	4	4	14			
29	左会津川	万呂分団車庫	400					3	13		6	
30	文里港湾	新庄分団第1車庫	600					9	21		10	
31	富田川	栗栖川分団栗栖川車庫	2,800	60	5	70	1	10	7		40	
32	富田川	栗栖川分団大内川器具庫	150					3			12	
33	富田川	二川分団二川車庫	700	3				8	5		33	
34	日置川	近野分団車庫	450					9	6		35	
35	富田川	大塔水防倉庫	3,200		6	150	3,200	19	45		20	
36	熊野川・三越川	三里分団萩車庫	150			60		5	8		3	
37	熊野川	本宮分署	4,600			50			9		14	
38	四村川	四村川分団渡瀬車庫	200					5	14		3	
39	熊野川・大塔川	請川分団請川車庫	200					5	11		3	
40	熊野川・音無川	本宮分団車庫				20		2	8			
41	熊野川	請川分団田代車庫	400						5			
42	富田川	大塔分署	2,500	100	5	314		5	2		32	
43	富田川	中辺路分署	1,600	1		25		1	1		12	
44	富田川	鮎川分団車庫							2			
45	合川貯水池	三川分団車庫	350					2	7			
46	日置川	富里分団車庫	600						2			

資料：田辺市消防本部（平成28年12月調べ）

指定避難施設一覧表

津波一時避難場所一覧表

NO	津波一時避難場所	住所（地番）	面積	収容人数
1	橋谷避難広場	新庄町 411-1	約 2,500 m ²	約 2,500 人

資料：田辺市防災まちづくり課（平成 29 年 11 月調べ）

津波避難ビル一覧表

NO	津波避難ビル	住所（地番）	建物の構造等	基準水位	建物の高さ	収容人数
1	紀南文化会館	新屋敷町 1	鉄骨鉄筋コンクリート造 6 階	4.0m	23.6m	4,000
2	NTT 西日本田辺別館ビル	上屋敷一丁目 6-1	鉄筋コンクリート造 4 階	4.3m	20.6m	360
3	近畿労働金庫 田辺支店	末広町 4-30	鉄筋コンクリート造 3 階	4.7m	13.5m	210
4	紀陽銀行 田辺支店	高雄一丁目 16-20	鉄筋コンクリート造 3 階	4.5m	17.2m	330
5	アルティエホテル紀伊田辺	下屋敷町 1-77	鉄骨造 8 階	2.0m	25.0m	100
6	TKCビル	下屋敷町 30-1	鉄骨造 7 階	2.2m	18.5m	180
7	特別養護老人ホーム田辺の郷	芳養松原一丁目 31-10	鉄筋コンクリート造 5 階	5.0m	14.7m	730
8	田辺市医師会	新屋敷町 1-8	鉄筋コンクリート造 3 階	4.1m	11.9m	90
9	田辺第一小学校	上屋敷一丁目 2-1	鉄筋コンクリート造 3 階	4.4m	13.0m	180
10	田辺第二小学校	東陽 21-1	鉄筋コンクリート造 3 階	3.4m	12.0m	1,330
11	県営文里団地 2 号棟	文里二丁目 16-2	鉄筋コンクリート造 4 階	7.6m	11.47m	550
12	県営西跡ノ浦団地 1 号棟	新庄町 2433-3	鉄筋コンクリート造 4 階	7.0m	12.3m	770
13	県営内之浦団地 3 号棟	新庄町 3042-44	鉄筋コンクリート造 5 階	3.3m	14.0m	1,050
14	高雄中学校	高雄三丁目 20-1	鉄筋コンクリート造 3 階	3.4m	13.1m	550
15	会津小学校	下万呂 59-1	鉄筋コンクリート造 3 階		12.9m	3,400
16	明洋中学校	目良 4-1	鉄筋コンクリート造 3 階	5.6m	15.0m	2,000

※ 基準水位とは・・・津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位

資料：田辺市防災まちづくり課（平成 29 年 11 月調べ）

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

(1) 田辺地域 指定緊急避難場所

(その1)

No.	施設	住所	電話 市街局 番：0739	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
1	田辺東部小学校	南新万 28-1	25-2580	○	○		○	○	○	○	○	738
2	西牟婁総合庁舎	朝日ヶ丘 23-1	26-7906	○	○		○	○	○	○		87
3	ひがしコミュニティセンター	南新万 28-1	22-2088	○	○		○	○	○	○	○	133
4	田辺工業高校	あけぼの 51-1	22-3983	○	○				○	○	○	365
5	明洋中学校	目良 4-1	22-5410	○	○	○			○	○	○	715
6	明洋中学校（3階）	目良 4-1	22-5410					○				2,000
7	西部センター	天神崎 11-19	22-0693	○	○	○			○	○	○	77
8	天理教中紀大教会	天神崎 30-1	22-0459	○	○	○	○	○	○	○		250
9	もとまち保育所	天神崎 3-28	24-6062	○	○	○			○	○		195
10	田辺第三小学校	上の山二丁目 6-10	22-0466	○	○	○	○	○	○	○	○	463
11	元町長寿館	上の山二丁目 13-31		○	○	○	○	○	○	○		19
12	田辺スポーツパーク体育館	上の山一丁目 23-1-1	25-2531	○	○		○	○	○	○	○	800
13	NTT西日本田辺別館ビル（屋上）	上屋敷一丁目 6-1						○				360
14	アルティエホテル紀伊田辺（屋上）	下屋敷町 1-77	81-1111					○				100
15	TKCビル（屋上）	下屋敷町 30-1						○				180
16	田辺第一小学校	上屋敷一丁目 2-1	22-5135	○	○	○			○	○	○	500
17	田辺第一小学校（3階以上）	上屋敷一丁目 2-1	22-5135					○				730
18	紀南文化会館	新屋敷町 1	25-3033	○	○	○	○	○	○	○	○	4,000
19	田辺市教育研究所	中屋敷町 24-1	25-1511	○	○	○			○	○		83
20	社会福祉センター	中屋敷町 24-49	22-5300	○	○	○			○	○		39
21	高雄中学校	高雄三丁目 20-1	22-5315	○	○				○	○	○	950
22	高雄中学校（3階以上）	高雄三丁目 20-1	22-5315					○				1,900
23	紀陽銀行田辺支店（屋上）	高雄一丁目 16-20	22-6000					○				330
24	市民総合センター	高雄一丁目 23-1	26-4900	○	○				○	○		176
25	近畿労働金庫田辺支店（屋上）	末広町 4-30	23-3010					○				210
26	田辺医師会（屋上）	新屋敷町 1-8	22-1978					○				90
27	県営文里団地2号棟（屋上）	文里二丁目 16-2						○				550
28	田辺第二小学校	東陽 21-1	22-6427	○	○	○			○	○	○	282
29	田辺第二小学校（屋上）	東陽 21-1	22-6427					○				1,330
30	田辺高等学校	学園 1-71	22-1880	○	○	○	○	○	○	○	○	862

(その2)

No.	施設	住所	電話 市街局 番：0739	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
31	南紀高等学校	学園 1-88	22-3776	○	○	○	○	○	○	○	○	279
32	東陽中学校	神子浜一丁目 4-66	22-6149	○	○	○			○	○	○	438
33	田辺市文化交流センター (たなべる)	東陽 31-1	22-0697	○	○	○			○	○		64
34	稲成小学校	稲成町 780	22-0682	○	○		○	○		○	○	521
35	稲成保育所	稲成町 701-22	24-4570	○	○		○			○		105
36	秋津多目的研修センター	秋津町 227-30		○	○		○		○	○		38
37	豊秋津神社	秋津町 1554	25-1799	○	○			○		○		12
38	宝満寺	秋津町 630	22-2872	○	○		○	○		○		43
39	上秋津農村環境改善センター	上秋津 2083-1	35-0004	○	○		○			○	○	143
40	上秋津中学校	上秋津 2263-2	35-0204	○	○		○			○	○	484
41	上秋津幼稚園	上秋津 4524-4	35-0330	○	○		○			○		87
42	上秋津小学校	上秋津 2196-1	35-0014	○	○		○			○	○	210
43	秋津川小学校	秋津川 683	36-0351	○	○		○			○	○	174
44	竹藪多目的集会所	秋津川 2090-4		○	○		○			○		35
45	秋津川公民館	秋津川 668-1	36-0001	○	○					○		24
46	紀州備長炭記念公園	秋津川 1491-1	36-0226	○	○		○			○		50
47	高山寺	稲成町 392	22-0274	○	○		○	○	○	○		96
48	万呂コミュニティセンター	中万呂 46-3	25-1554	○	○		○		○	○	○	113
49	会津小学校	下万呂 59-1	22-1164	○	○		○	○	○	○	○	555
50	会津小学校 (屋上)	下万呂 59-1	22-1164					○				3,400
51	長野小学校	長野 641	34-0034	○	○		○			○	○	252
52	東原多目的集会所	長野 1146-2	34-0123	○	○		○			○		50
53	旧伏菟野小学校	伏菟野 110		○	○		○			○	○	56
54	上野多目的集会所	上野 654-3		○	○		○			○	○	35
55	旧長野中学校	長野 1401		○	○		○			○	○	389
56	衣笠中学校	中三栖 147-1	34-0014	○	○		○			○	○	661
57	三栖小学校	中三栖 2095	34-0004	○	○		○			○	○	637
58	三栖コミュニティセンター	中三栖 805	34-0022	○	○		○			○		79
59	城山台集会所	城山台 12-11		○	○		○			○		22
60	上芳養農村環境改善センター	上芳養 3165	37-0001	○	○					○		188

(その3)

No.	施設	住所	電話 市街局 番：0739	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
61	日向保育所	上芳養 992-1	37-0014	○	○		○			○		83
62	上芳養小学校	上芳養 3334	37-0224	○	○		○			○	○	304
63	上芳養中学校	上芳養 1483	37-0214	○	○		○			○	○	411
64	中芳養小学校	中芳養 1815	22-3876	○	○		○	○		○	○	226
65	中芳養中学校	中芳養 273-2	22-3875	○	○		○	○		○	○	333
66	特別養護老人ホーム 田辺の郷(屋上)	芳養松原一丁目 31-10						○				730
67	芳養小学校	芳養松原二丁目 18-36	22-1422	○	○	○	○	○		○	○	274
68	大坊小学校	芳養町 3944	22-2504	○	○					○		49
69	芳養公民館	芳養松原一丁目 15-8	22-1429	○	○	○				○	○	101
70	芳養児童センター	芳養町 1725-28	24-5485	○	○	○				○	○	77
71	田辺市体育センター	芳養町 108-4	25-2531	○	○	○	○	○		○	○	345
72	はやざと保育所	芳養町 1774-9	25-0263	○	○	○	○	○		○		79
73	県営西跡之浦団地1号棟(屋上)	新庄町 2433-3						○				770
74	県営内ノ浦団地3号棟(屋上)	新庄町 3042-44						○				1,050
75	新庄中学校	新庄町 2266-2	22-1643	○	○	○	○	○	○	○	○	609
76	新庄第二小学校	新庄町 3193	22-1644	○	○	○	○	○		○	○	451
77	新庄幼稚園	新庄町 1437	22-3820	○	○	○				○		119
78	和歌山県立情報交流センター(Big-U)	新庄町 3353-9	26-4111	○	○	○	○	○		○	○	301
79	新庄小学校	新庄町 2300	22-1604	○	○	○	○	○	○	○	○	198
80	新庄公民館	新庄町 2031-3	22-1606	○	○	○			○	○	○	65
合計人数											34,329	

※ 土砂災害とは、崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。

資料：田辺市防災まちづくり課（平成29年11月調べ）

(2) 龍神地域 指定緊急避難場所

No.	施設	住所	電話 市街局 番：0739	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
1	大熊コミュニティセンター	龍神村龍神 484-5		○	○		○			○	○	154
2	龍神会館	龍神村龍神 27		○	○		○			○		20
3	龍神高齢者生きがい研修館	龍神村小又川 422-6		○	○		○			○		32
4	湯ノ又地区集会所	龍神村湯ノ又 329		○	○		○			○		28
5	旧龍神中学校	龍神村湯ノ又 222		○	○					○		300
6	龍神小学校	龍神村湯ノ又 68	79-0255	○	○		○			○	○	216
7	上廣井原集会所	龍神村廣井原 617-2		○	○		○			○		18
8	廣井原農林漁家婦人活動促進施設（広栄会館）	龍神村廣井原 33-3		○	○		○			○		17
9	宮代地区老人憩いの家	龍神村宮代 212		○	○					○		24
10	下宮代へき地集会所	龍神村宮代 1213-1		○	○					○		13
11	丹生ノ川振興館	龍神村丹生ノ川 280-1		○	○		○			○		30
12	旧殿原小学校	龍神村殿原 400		○	○		○			○	○	181
13	東地区集会所	龍神村東 1013-3		○	○		○			○		24
14	上山路小学校	龍神村東 528	78-0011	○	○		○			○	○	224
15	龍神行政局	龍神村西 376	78-0111	○	○		○			○	○	639
16	龍神保健センター	龍神村西 340		○	○		○			○	○	63
17	龍神市民センター	龍神村安井 1048-6	78-0301	○	○		○			○		342
18	林業者等健康増進センター	龍神村安井 822	78-0117	○	○		○			○	○	372
19	龍神中学校	龍神村安井 1048-1	78-0014	○	○		○			○	○	377
20	中山路小学校	龍神村柳瀬 1086-1	78-0044	○	○		○			○	○	283
21	上柳瀬多目的集会施設	龍神村柳瀬 1122		○	○		○			○		25
22	龍神ドーム	龍神村柳瀬 1469-1	78-0692	○	○		○			○	○	642
23	下柳瀬地区集会所	龍神村柳瀬 529		○	○		○			○		28
24	白寿荘	龍神村福井 1017-2		○	○		○			○		30
25	咲楽小学校	龍神村福井 1024	77-0015	○	○		○			○	○	217
26	甲斐ノ川地域防災センター	龍神村甲斐ノ川 311		○	○		○			○	○	32
27	旧甲斐ノ川小学校	龍神村甲斐ノ川 1081		○	○					○		187
28	小家会館	龍神村小家 714-1		○	○		○			○		36
合 計 人 数											4,554	

※ 土砂災害とは、崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。

資料：田辺市防災まちづくり課（平成29年11月調べ）

(3)中辺路地域 指定緊急避難場所

(その1)

No.	施設	住所	電話 市街局番： 0739	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
1	北郡集落センター	中辺路町北郡 829	64-0968	○	○		○			○		36
2	福巖寺	中辺路町西谷 575	64-1045	○	○					○		20
3	中辺路農山村伝統芸能継承保存館	中辺路町真砂 196		○	○		○			○		21
4	石船集会所	中辺路町石船 240-2	64-1376	○	○					○		29
5	中辺路郷土文化交流館	中辺路町大内川 522	64-0819	○			○			○		40
6	天理教富里分教会	中辺路町大内川 532	64-1297	○	○					○		30
7	峰公民館	中辺路町栗栖川 1081-1		○	○					○		8
8	小皆公民館	中辺路町小皆 553		○	○					○		12
9	熊野川集会所	中辺路町熊野川 55		○	○					○		6
10	澤・水上集会所	中辺路町水上 69-1		○	○		○			○		17
11	下芝会館	中辺路町栗栖川 84-1		○	○					○		16
12	下芝多目的集会所	中辺路町栗栖川 100-3	64-0381	○	○		○			○		37
13	中芝会館	中辺路町栗栖川 142-13	64-1237	○	○					○		28
14	上芝下会館	中辺路町栗栖川 376-6		○	○					○		16
15	上芝上会館	中辺路町栗栖川 481-1		○	○					○		16
16	中辺路小学校	中辺路町栗栖川 78	64-0241	○	○		○			○	○	391
17	中辺路中学校	中辺路町栗栖川 474-1	64-0243	○	○		○			○	○	490
18	熊野の郷古道ヶ丘体育館	中辺路町栗栖川 844-100	64-1434	○	○					○		215
19	中辺路保健センター	中辺路町栗栖川 329-1	64-1880	○	○		○			○		80
20	中辺路福祉センター	中辺路町栗栖川 329-1	64-1890	○	○		○			○		80
21	中辺路コミュニティセンター	中辺路町栗栖川 402-1	64-0504	○	○					○		271
22	内井川集会所	中辺路町内井川 485		○	○					○		16
23	高原多目的集会所	中辺路町高原 909		○	○		○			○		21
24	川合集会所	中辺路町川合 1444-1		○	○		○			○		27
25	温川多目的研修集会施設	中辺路町温川 450-1	64-1284	○	○					○		25
26	小松原集会所	中辺路町小松原 149		○	○		○			○		20
27	大川集会所	中辺路町大川 540-11		○	○					○		47
28	長寿の館	中辺路町大川 68-3		○	○		○			○		19
29	福定集会所	中辺路町福定 459	64-0829	○	○					○		25
30	旧二川小学校	中辺路町川合 1451		○	○		○			○	○	393
31	柿平集会所	中辺路町近露 2137-1		○	○		○			○		25
32	近露道中集会所	中辺路町近露 1146		○	○		○			○		23

(その2)

No.	施設	住所	電話 市街局番： 0739	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
33	木の下集会所	中辺路町近露 1190-1		○	○		○			○		23
34	近野老憩いの家	中辺路町近露 206-5		○	○					○		41
35	大畑会館	中辺路町野中 2023-2	65-0622	○	○					○		11
36	裏地集会所	中辺路町野中 993		○	○		○			○		17
37	野中老会館	中辺路町野中 988		○	○							20
38	上地集会所	中辺路町野中 291-1		○	○					○		10
39	近野小学校	中辺路町近露 1061	65-0040	○	○		○			○	○	387
合計人数											3,009	

※ 土砂災害とは、崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。

資料：田辺市防災まちづくり課（平成29年11月調べ）

(4)大塔地域 指定緊急避難場所

No.	施設	住所	電話 市街局 番：0739	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
1	下附集落会館	鮎川 510-1		○	○					○		63
2	大塔ふくしかいかん	鮎川 583-9	49-0626	○	○		○			○	○	99
3	宇立集会所	鮎川 836-1		○	○		○			○		10
4	能登集会所	鮎川 988-2		○	○		○			○		9
5	向越集会所	鮎川 1312		○	○		○			○		8
6	大塔体育館	鮎川 2588-2	49-0811	○	○					○		229
7	大塔総合文化会館	鮎川 2567-1	48-0212	○	○					○		276
8	小川集会所	鮎川 1716-1		○	○					○		10
9	深谷集会所	深谷 76-1		○	○					○		22
10	旧三川小学校	合川 439-1	62-0032	○	○		○			○	○	245
11	三川福祉センター	向山 354-1	62-0606	○	○		○			○	○	136
12	豊原林業会館	面川 1414		○	○					○		33
13	緑の学習館	熊野 394	62-0443	○	○		○			○		39
14	熊野集会所	熊野 632-1		○	○		○			○		16
15	木守集会所	木守 495		○	○					○		12
16	あすなろ木守の郷	木守 339	62-0431	○	○		○			○	○	120
17	五味集会所	五味 332-2		○	○					○		10
18	山遊館体育館	谷野口 177-1	62-0039	○	○		○			○	○	127
19	三川生活改善センター	合川 439-4		○	○					○		43
20	平瀬集会所	平瀬 474-1	63-0033	○	○		○			○		34
21	富里小学校	下川下 826	63-0173	○	○		○			○	○	222
22	富里福祉センター	下川下 989	63-0707	○	○		○			○	○	142
23	とみさと交流館	下川下 982		○	○		○			○		50
24	和田集会所	和田 253-2		○	○		○			○		45
25	下川上集会所	下川上 222	63-0532	○	○		○			○		48
26	上野悠悠館	下川下 1253-3		○	○		○			○		20
27	竹西集会所	下川下 2080		○	○					○		14
28	富里生活改善センター	下川下 640-1		○	○					○		40
合計人数											2,122	

※ 土砂災害とは、崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。

資料：田辺市防災まちづくり課（平成29年11月調べ）

(5)本宮地域 指定緊急避難場所

No.	施設	住所	電話 市街局 番：0735	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
1	萩集会所	本宮町伏拝 1057-2		○	○		○			○		33
2	土河屋集会所	本宮町土河屋 234		○	○		○			○		15
3	八木尾集会所	本宮町切畑 1260-1		○	○		○			○		9
4	上切原山振センター（上切原集会所）	本宮町上切原 570		○	○		○			○		37
5	大居集会所	本宮町大居 504		○	○		○			○		21
6	東光院	本宮町大居 951-1		○	○					○		19
7	三里地区地域防災拠点施設	本宮町大居 2055-3		○	○		○			○	○	21
8	本宮中学校	本宮町本宮 730	42-0273	○	○		○			○	○	231
9	本宮町民センター	本宮町本宮 1048-58		○	○					○		63
10	上地集会所	本宮町本宮 602-1		○	○		○			○		21
11	渡瀬コミュニティ消防センター	本宮町渡瀬 861-2		○	○		○			○	○	20
12	下湯川集会所	本宮町下湯川 275-2		○	○		○			○	○	28
13	旧四村川小学校	本宮町下湯川 479		○	○					○		65
14	旧皆地小学校(僻地集会所)	本宮町皆地 413		○	○					○		75
15	大津荷集会所	本宮町大津荷 126		○	○		○			○		15
16	祐川寺	本宮町請川 374	42-0766	○	○					○		20
17	本宮小学校	本宮町耳打 499	42-0028		○		○			○		72
18	田代集会所	本宮町田代 242		○	○		○			○		15
19	旧静川小学校	本宮町静川 727-1		○	○					○		39
20	小津荷集会所	本宮町小津荷 51-1		○	○		○			○		13
21	高山集会所	本宮町高山 363-1	42-0234	○	○		○			○		37
合計人数											869	

※ 土砂災害とは、崖崩れ、土石流及び地滑りをいう。

資料：田辺市防災まちづくり課（平成29年11月調べ）

(1) 田辺地域 指定避難所

(その1)

NO	施設名	住所	電話 市街局番：0739	指定緊急 避難場所 との重複	収容人数
1	田辺東部小学校	南新万 28-1	25-2580	○	738
2	ひがしコミュニティセンター	南新万 28-1	22-2088	○	133
3	田辺工業高校	あけぼの 51-1	22-3983	○	365
4	明洋中学校	目良 4-1	22-5410	○	715
5	西部センター	天神崎 11-19	22-0693	○	77
6	田辺第三小学校	上の山二丁目 6-10	22-0466	○	463
7	田辺スポーツパーク体育館	上の山一丁目 23-1-1	25-2531	○	800
8	田辺第一小学校	上屋敷一丁目 2-1	22-5135	○	500
9	紀南文化会館	新屋敷町 1	25-3033	○	467
10	高雄中学校	高雄三丁目 20-1	22-5315	○	950
11	田辺第二小学校	東陽 21-1	22-6427	○	282
12	田辺高等学校	学園 1-71	22-1880	○	862
13	南紀高等学校	学園 1-88	22-3776	○	279
14	東陽中学校	神子浜一丁目 4-66	22-6149	○	438
15	稲成小学校	稲成町 780	22-0682	○	521
16	上秋津農村環境改善センター	上秋津 2083-1	35-0004	○	143
17	上秋津中学校	上秋津 2263-2	35-0204	○	484
18	上秋津小学校	上秋津 2196-1	35-0014	○	210
19	秋津川小学校	秋津川 683	36-0351	○	174
20	万呂コミュニティセンター	中万呂 46-3	25-1554	○	113
21	会津小学校	下万呂 59-1	22-1164	○	555
22	長野小学校	長野 641	34-0034	○	252
23	旧伏菟野小学校	伏菟野 110		○	56
24	上野多目的集会所	上野 654-3		○	35
25	旧長野中学校	長野 1401		○	389
26	衣笠中学校	中三栖 147-1	34-0014	○	661
27	三栖小学校	中三栖 2095	34-0004	○	637
28	上芳養小学校	上芳養 3334	37-0224	○	304
29	上芳養中学校	上芳養 1483	37-0214	○	411
30	中芳養小学校	中芳養 1815	22-3876	○	226
31	中芳養中学校	中芳養 273-2	22-3875	○	333
32	芳養小学校	芳養松原二丁目 18-36	22-1422	○	274
33	芳養公民館	芳養松原一丁目 15-8	22-1429	○	101
34	芳養児童センター	芳養町 1725-28	24-5485	○	77
35	田辺市体育センター	芳養町 108-4	25-2531	○	345

(その2)

NO	施設名	住所	電話 市街局番：0739	指定緊急 避難場所 との重複	収容人数
36	新庄中学校	新庄町 2266-2	22-1643	○	609
37	新庄第二小学校	新庄町 3193	22-1644	○	451
38	和歌山県立情報交流センター (Big-U)	新庄町 3353-9	26-4111	○	301
39	新庄小学校	新庄町 2300	22-1604	○	198
40	新庄公民館	新庄町 2031-3	22-1606	○	65
合計人数					14,994

資料：田辺市防災まちづくり課（平成29年11月調べ）

(2) 龍神地域 指定避難所

NO	施設名	住所	電話 市街局番：0739	指定緊急 避難場所 との重複	収容人数
1	大熊コミュニティーセンター	龍神村龍神 484-5		○	154
2	龍神小学校	龍神村湯ノ又 68	79-0255	○	216
3	旧殿原小学校	龍神村殿原 400		○	181
4	上山路小学校	龍神村東 528	78-0011	○	224
5	龍神行政局	龍神村西 376	78-0111	○	639
6	龍神市民センター	龍神村安井 1048-6	78-0301	○	342
7	林業者等健康増進センター	龍神村安井 822	78-0117	○	372
8	龍神中学校	龍神村安井 1048-1	78-0014	○	377
9	中山路小学校	龍神村柳瀬 1086-1	78-0044	○	283
10	龍神ドーム	龍神村柳瀬 1469-1	78-0692	○	642
11	咲楽小学校	龍神村福井 1024	77-0015	○	217
12	甲斐ノ川地域防災センター	龍神村甲斐ノ川 311		○	32
合計人数					3,679

資料：田辺市防災まちづくり課（平成29年11月調べ）

(3) 中辺路地域 指定避難所

NO	施設名	住所	電話 市街局番：0739	指定緊急 避難場所 との重複	収容人数
1	中辺路小学校	中辺路町栗栖川 78	64-0241	○	391
2	中辺路中学校	中辺路町栗栖川 474-1	64-0243	○	490
3	旧二川小学校	中辺路町川合 1451		○	393
4	近野小学校	中辺路町近露 1061	65-0040	○	387
合 計 人 数					1,661

資料：田辺市防災まちづくり課（平成 29 年 11 月調べ）

(4) 大塔地域 指定避難所

NO	施設名	住所	電話 市街局番：0739	指定緊急 避難場所 との重複	収容人数
1	大塔ふくしかいかん	鮎川 583-9	49-0626	○	99
2	大塔武道館	鮎川 2588-2		○	109
3	鮎川小学校	鮎川 2580-1	48-0314	○	147
4	旧三川小学校	合川 439-1		○	245
5	三川福祉センター	向山 354-1	62-0606	○	136
6	あすなろ木守の郷	木守 339	62-0431	○	120
7	山遊館体育館	谷野口 177-1	62-0039	○	127
8	富里小学校	下川下 826	63-0173	○	222
9	富里福祉センター	下川下 989	63-0707	○	142
合 計 人 数					1,347

資料：田辺市防災まちづくり課（平成 29 年 11 月調べ）

(5) 本宮地域 指定避難所

NO	施設名	住所	電話 市街局番：0735	指定緊急 避難場所 との重複	収容人数
1	三里地区地域防災拠点施設	本宮町大居 2055-3		○	21
2	本宮中学校	本宮町本宮 730	42-0273	○	231
3	渡瀬コミュニティー消防センター	本宮町渡瀬 861-2		○	20
4	下湯川集会所	本宮町下湯川 275		○	28
合 計 人 数					300

資料：田辺市防災まちづくり課（平成 29 年 11 月調べ）

避難準備・高齢者等避難開始発令時に開設する拠点施設一覧表

NO	地域	ブロック	施設	住所	電話
1	田辺	東部	ひがしコミュニティセンター	南新万 28-1	0739-22-2088
2		西部	西部センター	天神崎 11-19	0739-22-0693
3		南部	東陽中学校	神子浜一丁目 4-66	0739-22-6149
4		中部	田辺第一小学校	上屋敷一丁目 2-1	0739-22-5135
5		新庄	新庄公民館	新庄町 2031-3	
6		秋津谷	稲成小学校	稲成町 780	0739-22-0682
7			秋津多目的研修センター	秋津町 227-30	
8			上秋津農村環境改善センター	上秋津 2046	0739-35-0004
9			秋津川公民館	秋津川 668-1	0739-36-0001
10		三栖谷	万呂コミュニティセンター	中万呂 46-3	0739-25-1554
11			東原多目的集会所	長野 1146-2	0739-34-0123
12			旧伏菟野小学校	伏菟野 110	
13			三栖コミュニティセンター	中三栖 805	0739-34-0022
14		芳養谷	上芳養農村環境改善センター	上芳養 3165	0739-37-0001
15			中芳養小学校	中芳養 1815	0739-22-3876
16			芳養公民館	芳養松原一丁目 15-8	0739-22-1429
17	龍神	龍神	龍神小学校	龍神村湯ノ又 68	0739-79-0255
18		上山路	龍神行政局	龍神村西 376	0739-78-0111
19		中山路	龍神市民センター	龍神村安井 1048-6	0739-78-0301
20		下山路	咲楽小学校	龍神村福井 1024	0739-77-0015
21	中辺路	栗栖川	中辺路コミュニティセンター	中辺路町栗栖川 402-1	0739-64-0504
22		二川	旧二川小学校	中辺路町川合 1451	
23		近野	近野小学校	中辺路町近露 1061	0739-65-0040
24	大塔	鮎川	大塔総合文化会館	鮎川 2567-1	0739-48-0212
25		三川	三川生活改善センター	合川 439-4	
26		富里	富里生活改善センター	下川下 640-1	
27	本宮	三里	三里地区地域防災拠点施設	本宮町大居 2055-3	
28		本宮	本宮中学校	本宮町本宮 730	0735-42-0273
29		四村川	下湯川集会所	本宮町下湯川 275	
30			旧皆地小学校	本宮町皆地 413	
31		請川	旧静川小学校	本宮町静川 727-1	
32			小津荷集会所	本宮町小津荷 51-1	

資料：田辺市防災まちづくり課（平成 29 年 11 月調べ）

浸水想定区域要配慮者施設一覧表

No.	施設名称	所在地	電話	F A X	指定緊急避難場所
1	乾耳鼻咽喉科医院	上屋敷一丁目 9-5	0739-22-4488		田辺第一小学校
2	楠本医院	片町 100	0739-22-3245		田辺第一小学校
3	榎本産婦人科	湊 8-26	0739-22-0019		田辺市民総合センター
4	平畑医院	高雄一丁目 5-2	0739-24-8770		田辺市民総合センター
5	辻村歯科医院	高雄一丁目 5-38	0739-22-8038		田辺市民総合センター
6	山本眼科	高雄一丁目 12-25	0739-22-0881		田辺市民総合センター
7	西川医院	高雄一丁目 22-20	0739-24-1483		田辺市民総合センター
8	田辺市民総合センター	高雄一丁目 23-1	0739-26-4900	0739-26-4914	田辺市民総合センター
9	田辺市社会福祉協議会田辺事業所	高雄一丁目 23-1	0739-24-8319		田辺市民総合センター
10	アルファ田辺	高雄一丁目 23-1	0739-25-4174	0739-26-6793	田辺市民総合センター
11	昭和幼稚園	高雄二丁目 16-16	0739-22-0903	0739-22-7938	高雄中学校
12	矢田歯科医院	高雄三丁目 9-16	0739-24-8815		高雄中学校
13	ひまわり歯科	高雄三丁目 11-5	0739-26-0418		高雄中学校
14	なす医院	高雄三丁目 13-1	0739-25-0025		高雄中学校
15	牟婁保育所	江川 16-1	0739-22-3020	0739-81-3427	田辺第三小学校
16	植芝助産所	上の山二丁目 7-34	0739-22-1049		田辺第三小学校
17	山本歯科医院	上万呂 240	0739-24-4182		万呂コミュニティセンター
18	杉本胃腸科外科	中万呂 62-6	0739-26-1133		万呂コミュニティセンター
19	おか歯科医院	中万呂 91-1	0739-26-5566		万呂コミュニティセンター
20	水本内科クリニック	下万呂 67-1	0739-25-0500		会津小学校
21	通所介護なかざりハビリテーションセンター	下万呂 472-1	0739-23-5700		万呂コミュニティセンター
22	託児所めぐみ	下万呂 630-2			会津小学校
23	堅田内科循環器科	秋津町 102-1	0739-26-6082		会津小学校
24	ふじたクリニック	秋津町 158-4	0739-34-3034		会津小学校
25	なにわ歯科医院	秋津町 179-3	0739-24-3150		会津小学校
26	会津保育所	秋津町 206-4	0739-22-3021	0739-33-7630	会津小学校
27	デイサービスあいづ	秋津町 209	0739-25-2750		会津小学校
28	榎本デンタルクリニック	秋津町 215-8	0739-24-8148		会津小学校
29	リハビリド あきづ	秋津町 277-1	0739-34-3333		会津小学校
30	ニチイケアセンター田辺	稲成町 77-1	0739-24-7713		田辺第三小学校
31	稲成保育所	稲成町 701-22	0739-24-4570	0739-81-3441	稲成保育所
32	稲成歯科医院	稲成町 2856-3	0739-26-3841		稲成小学校

No.	施設名称	所在地	電話	F A X	指定緊急避難場所
33	上秋津長寿館	上秋津 2083-1			上秋津小学校
34	真寿苑三栖谷デイサービスセンター	中三栖 110-9	0739-33-0034		衣笠中学校
35	三栖幼稚園	中三栖 147-5	0739-34-0104	0739-34-0104	衣笠中学校
36	まちだ内科クリニック	下三栖 1257-4	0739-33-8282		衣笠中学校
37	デイサービス小春日和	下三栖 1320-9	0739-34-0993		衣笠中学校
38	三里高齢者支援ハウス	本宮町伏拝 966-3	0735-43-8007	0735-43-8008	三里地区地域防災拠点施設
39	玉置歯科医院	本宮町伏拝 967-6	0735-43-0664		三里地区地域防災拠点施設
40	さとう眼科本宮分院	本宮町本宮 921-1	0735-42-0224		本宮中学校
41	田辺市本宮さくら診療所	本宮町本宮 921-2	0735-42-8101		本宮中学校
42	ほんぐうクリニック	本宮町本宮 147-3	0735-42-8880		本宮中学校
43	本宮保健福祉総合センター	本宮町本宮 921-2	0735-42-0224	0735-42-8103	上地集会所
44	本宮高齢者支援ハウス	本宮町本宮 921-2	0735-42-0224	0735-42-8103	本宮中学校
45	請川高齢者支援ハウス	本宮町請川 46-1	0735-42-8200		祐川寺
46	栗山医院	本宮町請川 55-18	0735-42-0013		祐川寺
47	Smile Dental Care 小淵歯科医院	本宮町請川 255-3	0735-42-0123		祐川寺
48	たんぼぼ保育園	本宮町耳打 490	0735-42-0323	0735-42-0339	本宮小学校

資料：田辺市防災まちづくり課（平成 29 年 12 月調べ）

土砂災害警戒区域要配慮者施設一覧表

No.	施設名称	土砂災害危険箇所名	所在地	電話	F A X	指定緊急避難場所
1	稲成保育所	稲成町荒光 2	稲成町 701-22	0739-24-4570	0739-81-3466	稲成保育所
2	はやざと保育所	芋村川 3	芳養町 1774-9	0739-25-0263	0739-81-0223	はやざと保育所
3	第二のぞみ園	上芳養東郷 1	上芳養 2915	0739-37-8058	0739-37-0775	上芳養小学校
4	上芳養診療所	東郷川 6	上芳養 3072	0739-37-0141		上芳養小学校
5	中芳養診療所	嶋谷川	中芳養 1808-1	0739-22-3828		中芳養小学校
6	中芳養幼稚園	西野川、西野小川、嶋谷川	中芳養 1870-1	0739-24-0510	0739-24-0510	中芳養小学校
7	ケアセンターおたっしや倶楽部 田辺第二事業所上秋津の里	地獄谷川 2	上秋津 1368-3	0739-35-8181		上秋津農村環境改善センター
8	老人保健施設あきつ	中万呂古戸 1	上秋津 2310-178	0739-35-1010		上秋津中学校
9	秋津川診療所	串崎	秋津川 688	0739-36-0008		秋津川小学校
10	長野診療所	東原 2	長野 1146-2	0739-34-0123		東原多目的集会所
11	湯ノ又保育園	湯ノ又国戸 2	龍神村湯ノ又 200-3	0739-79-0120		旧龍神中学校
12	湯ノ又診療所	日高川左支溪	龍神村湯ノ又 544	0739-79-0372		湯ノ又地区集会所
13	小規模多機能型居宅介護事業所さきずな館	滝頭 1	龍神村宮代 176	0739-78-0821		宮代地区老人憩いの家
14	中辺路白百合学園	小皆 2	中辺路町小皆 74	0739-64-1484	0739-64-1373	小皆公民館
15	くりすがわ保育園	栗栖川上芝 1、上芝	中辺路町栗栖川 483-1	0739-64-0113		くりすがわ保育園
16	近野診療所	近露 3	中辺路町近露 1151-1	0739-65-0007		木の下集会所
17	ちかの保育園	近露 3	中辺路町近露 1181	0739-65-0204		近野小学校
18	グループホームちかの	近露 2	中辺路町近露 1358-1	0739-65-8500		近野小学校
19	デイサービスちかの	近露 2	中辺路町近露 1358-1	0739-65-8500		近野小学校
20	鮎川診療所	下附	鮎川 583-3	0739-48-0031		大塔ふくしかいかん
21	保富歯科医院	下附	鮎川 583-5	0739-48-0253		大塔ふくしかいかん
22	田辺市老人福祉センター	下附	鮎川 583-9	0739-49-0626	0739-49-0920	大塔ふくしかいかん
23	田辺市大塔ふくし会館	下附	鮎川 583-9			大塔ふくしかいかん
24	宇立ゆうゆうセンター	宇立	鮎川 836-1			宇立集会所
25	鮎川園指定短期入所生活介護事業所	向越	鮎川 1313	0739-49-0808		向越集会所
26	特別養護老人ホーム鮎川園	向越	鮎川 1313	0739-49-0808		向越集会所
27	内ノ井ゆうゆうセンタ	下平	鮎川 2495-1			大塔体育館

No.	施設名称	土砂災害危険箇所名	所在地	電話	F A X	指定避難施設
28	あゆかわ保育園	下平 1	鮎川 2596- 1	0739-48-0153		大塔体育館
29	ケアホームやまびこ小川	鮎川小川 18	鮎川 3722-10	0739-48-8150		小川集会所
30	ケアホームやまびこふなっこ	庵谷	合川 483-10	0739-62-0431	0739-62-0432	旧三川小学校
31	中の番ゆうゆうセンター	打越	下川下 625			富里小学校
32	とみさと保育園	宮ノ平	下川下 969-4			富里福祉センター
33	富里福祉センター	宮ノ平	下川下 989	0739-63-0707	0739-63-0700	富里福祉センター
34	田辺市社会福祉協議会 大塔事業所（富里）	宮ノ平	下川下 989	0739-63-0707		富里福祉センター
35	上野ゆうゆうセンター	弓場谷	下川下 1253-3			富里福祉センター
36	三里高齢者支援ハウス	萩の谷	本宮町伏拝 966	0735-43-8007	0735-43-8008	三里地区地域防災拠点施設
37	玉置歯科医院	萩の谷、三越川 左支溪	本宮町伏拝 967-6	0735-43-0664		三里地区地域防災拠点施設
38	さとう眼科本宮分院	本宮町 1、本宮町 3	本宮町本宮 921-1	0735-42-0224		上地集会所
39	田辺市本宮さくら診療所	本宮町 1、本宮町 3	本宮町本宮 921-2	0735-42-8101		上地集会所
40	本宮高齢者支援ハウス	本宮町 1、本宮町 3	本宮町本宮 921-2	0735-42-0224	0735-42-8103	上地集会所
41	古道ヶ丘 本宮くまのこ作業所	中村地 3	本宮町本宮 1301-2	0735-42-0001	0735-42-0001	上地集会所
42	請川高齢者支援ハウス	柿	本宮町請川 46-1	0735-42-8200	0735-42-8188	祐川寺
43	栗山医院	新宮川右支溪	本宮町請川 55-18	0735-42-0013		祐川寺
44	Smile Dental Care 小 淵歯科医院	新宮川右支溪	本宮町請川 255-3	0735-42-0123		祐川寺

資料：田辺市建設部土木課（平成 28 年 12 月調べ）

津波災害警戒区域内要配慮者施設一覧表

No.	施設名称	所在地	電話	F A X
1	乾耳鼻咽喉科医院	上屋敷一丁目 9-5	0739-22-4488	
2	医療法人 洗心会玉置病院	上屋敷二丁目 5-1	0739-22-6028	
3	町家カフェ上屋敷二丁目	上屋敷二丁目 6-31	0739-20-5595	0739-20-5585
4	扇ヶ浜保育所	上屋敷二丁目 14-25	0739-22-8451	
5	はまゆう作業所	上屋敷二丁目 18-6	0739-26-2665	0739-26-2665
6	外科内科辻医院	上屋敷三丁目 11-14	0739-22-0534	
7	丸山歯科医院	上屋敷三丁目 12-6	0739-23-0505	
8	坂本歯科医院	中屋敷町 24-11	0739-24-8888	
9	串医院	中屋敷町 68-1	0739-22-5017	
10	デイサービスセンターあおい	下屋敷町 1-78	0739-26-4037	
11	あおい介護センターGH	下屋敷町 1-78	0739-26-4037	
12	あおい介護センター	下屋敷町 1-78	0739-26-4037	
13	湯川歯科診療所	下屋敷町 2-2	0739-22-1697	
14	デイサービスきたえるーむ田辺下屋敷	下屋敷町 11-1	0739-81-0530	
15	滝浪眼科	下屋敷町 13	0739-22-0167	
16	中西内科胃腸科医院	下屋敷町 14-2	0739-25-2500	
17	高洲小児科	下屋敷町 16-1	0739-22-8870	
18	山路矯正歯科クリニック	下屋敷町 30-1 TKCビル 2F	0739-23-1187	
19	紀南幼稚園	下屋敷町 80	0739-22-0287	0739-22-7050
20	広井眼科医院	下屋敷町 87-1	0739-22-0616	
21	巴歯科医院	新屋敷町 35-9	0739-22-9273	
22	田辺歯科	新屋敷町 62-2	0739-26-1151	
23	まさご歯科口腔外科クリニック	南新町 111	0739-22-0829	
24	医療法人 研医会田辺中央病院	南新町 147	0739-24-5333	
25	リハビリ特化型デイサービスカラダラボ田辺	今福町 98	0739-34-2340	
26	町家カフェ上屋敷二丁目	今福町 119	0739-25-3888	0739-25-3888
27	楠本医院	片町 100	0739-22-3245	
28	須川歯科医院	湊 2-8	0739-22-2143	
29	榎本産婦人科	湊 8-26	0739-22-0019	
30	谷本歯科クリニック	湊 14-13	0739-22-6480	
31	山西内科胃腸科眼科医院	湊 14-31	0739-22-1161	
32	湊・小川クリニック	湊 24-37 榎本ビル 1F	0739-33-7481	
33	真砂歯科診療所	湊 31-5	0739-22-4102	
34	田中歯科医院	湊 34-23	0739-25-0118	

No.	施設名称	所在地	電話	F A X
35	小幡医院	湊 46-17	0739-22-0054	
36	山本小児科医院	湊 47-35	0739-24-7617	
37	池畑医院	湊 47-38	0739-25-1217	
38	はっぴーわーく	磯間 24-15	0739-26-4024	0739-26-4024
39	市立松風荘	磯間 29-3	0739-24-0313	
40	柏井内科クリニック	末広町 6-20	0739-26-4150	
41	みどり保育所	末広町 7-22	0739-22-3246	0739-81-3441
42	おかもと内科クリニック	末広町 9-8	0739-22-1929	
43	ゆかり歯科	末広町 13-10	0739-25-4618	
44	和歌山ヤクルト販売株式会社 田辺センター保育室	末広町 17-51	0739-26-6627	
45	平畑医院	高雄一丁目 5-2	0739-24-8770	
46	辻村歯科医院	高雄一丁目 5-38	0739-22-8038	
47	山本眼科	高雄一丁目 12-25	0739-22-0881	
48	西川医院	高雄一丁目 22-20	0739-24-1483	
49	田辺広域休日急患診療所	高雄一丁目 23-1	0739-26-4909	
50	田辺市社会福祉協議会田辺事業所	高雄一丁目 23-1	0739-24-8319	
51	アルファ田辺	高雄一丁目 23-1	0739-25-4174	0739-26-6763
52	昭和幼稚園	高雄二丁目 16-16	0739-22-0903	0739-22-7938
53	矢田歯科医院	高雄三丁目 9-16	0739-24-8815	
54	ひまわり歯科	高雄三丁目 11-5	0739-26-0418	
55	なす医院	高雄三丁目 13-1	0739-25-0025	
56	いずみ保育園	高雄三丁目 35-21	0739-24-0002	
57	認定こども園 立正幼稚園	東陽 15-30	0739-22-2129	0739-22-7044
58	認定こども園 立正幼稚園	東陽 16-45	0739-22-6400	0739-22-3003
59	榎本整形外科	東陽 17-15	0739-23-7170	
60	デイサービスなごみ	東陽 23-15	0739-81-0753	
61	晒医院	東陽 27-6	0739-22-0169	
62	長嶋医院	目良 32-32	0739-24-3220	
63	ケアセンターユウガ	目良 37-28	0739-24-0118	
64	牟婁保育所	江川 16-1	0739-22-3020	0739-81-3427
65	市立やすらぎ荘	天神崎 1-25	0739-26-8575	
66	もとまち保育所	天神崎 3-28	0739-24-6062	0739-33-7630
67	植芝助産所	上の山二丁目 7-34	0739-22-1049	
68	ふたば作業所田辺くじら作業所	上の山二丁目 12-58	0739-22-4965	0739-22-4995
69	小規模多機能型居宅介護施設Uハウス	上の山二丁目 14-29	0739-26-2011	
70	安田歯科医院	上の山二丁目 19-7	0739-24-1375	

No.	施設名称	所在地	電話	F A X
71	通所介護なかざりハビリテーションセンター	下万呂 472-1	0739-23-5700	
72	ふじたクリニック	秋津町 158-4	0739-34-3034	
73	ニチイケアセンター田辺	稲成町 77-1	0739-24-7713	
74	稲成歯科医院	稲成町 2856-3	0739-26-3841	
75	にしの歯科クリニック	稲成町 3246	0739-34-2626	
76	竹原歯科医院	東山一丁目 18-20	0739-25-4851	
77	レディースクリニックばんどう	東山二丁目 27-26	0739-25-0929	
78	ふたば第二作業所	文里一丁目 13-9	0739-25-4195	0739-25-5773
79	線崎泌尿器科医院	文里一丁目 20-25	0739-26-5000	
80	わだ歯科クリニック	文里二丁目 32-3	0739-81-1188	
81	あゆみ福祉販売所	文里二丁目 34-15	0739-34-2090	0739-34-2091
82	福原医院神子浜出張所	神子浜一丁目 11-35	0739-22-2225	
83	櫻根皮フ科	神子浜一丁目 21-23	0739-26-2255	
84	真砂歯科医院	神子浜一丁目 22-17	0739-24-8257	
85	池田整形外科	明洋一丁目 19-19	0739-26-3199	
86	月森歯科医院	明洋二丁目 21-5	0739-24-0007	
87	シーサイド浜風	芳養松原二丁目 2-7	0739-81-1711	0739-81-1712
88	芳養保育所	芳養松原一丁目 2-22	0739-22-3197	
89	玉置医院	芳養松原一丁目 13-8	0739-22-2372	
90	田辺市在宅介護支援センター第2あきつ	芳養松原二丁目 15-17	0739-81-7033	
91	成和脳神経内科医院	芳養松原二丁目 15-17	0739-26-5366	
92	デイサービスセンター田辺の郷	芳養松原一丁目 31-10	0739-26-3210	
93	短期入所生活介護 田辺の郷	芳養松原一丁目 31-10	0739-26-3210	
94	特別養護老人ホーム 田辺の郷	芳養松原一丁目 31-10	0739-26-3210	
95	横田歯科医院	新庄町 452-1	0739-26-3381	
96	南紀新庄クリニック	新庄町 2173-1	0739-22-1866	
97	グループホーム真寿苑	新庄町 3165-1	0739-23-2722	
98	小規模多機能型居宅介護事業所 真寿苑	新庄町 3165-1	0739-23-2722	
99	真寿苑内ノ浦デイサービスセンター	新庄町 3166-1	0739-81-3370	

資料：田辺市防災まちづくり課（平成 29 年 12 月調べ）

水防法 (昭和二十四年六月四日法律第九十三号、平成二十九年七月一日現在)

最終改正：平成二十九年五月十九日法律第三一号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村 (特別区を含む。以下同じ。) 又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合 (以下「水防事務組合」という。) 若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法 (昭和二十二年法律第二百二十六号) 第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体 (第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。) の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者 (河川法 (昭和三十九年法律第六十七号) 第七条 (同法第百条第一項において準用する場合を含む。) に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。) 及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間の一級河川 (同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。) の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者 (下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。) の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、驗潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を

行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不相当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体 (以下「指定管理団体」という。) は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合の議決で定めるところにより、その者 (死亡による退職の場合には、その者の遺族) に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者 (河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。) による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会 (次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) 第十四条第一項に

規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、都道府県知事をもって充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項においても同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に在する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者

に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。) は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。) において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号八に掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。) の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。) 内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。) をいう。次条において同じ。) でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。) の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。) でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。) であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。) でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 同項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。) 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

- 二 前項第四項ロに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第一六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)
- 三 前項第四項ハに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の土砂災害警戒区域同法第七条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
 - 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
 - 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
 - 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
 - 8 第一項の地下街等(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
 - 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利

用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- 6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議

をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会 (以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。) を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会 (以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。) を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川 (第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。) のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川

において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれら

の者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。

- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則(抄)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日(昭和二十四年八月三日)から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十七号)附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査(次項において「浸水想定区域調査」という。)に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

排水ポンプ車の運用について

排水ポンプ車管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水防活動に伴い河川等の水位の低下や道路・住宅等の浸水被害を軽減する事を目的とし、排水ポンプ車(以下「ポンプ車」という。)の運用について必要な事項を定めるものとする。

(ポンプ車の保有)

第2条 ポンプ車を保有する振興局建設部長(以下「保有建設部長」という。)は、次のとおりとする。

- (1)海草振興局建設部長
- (2)那賀振興局建設部長
- (3)伊都振興局建設部長
- (4)西牟婁振興局建設部長

(運用の責任者)

第3条 ポンプ車の運用の責任者は、県土整備部長とする。

(出動要請)

第4条 ポンプ車の出動要請は、原則として振興局建設部長または市町村長(以下「要請者」という。)が県土整備部長に行うものとする。

なお、市町村長が出動要請する場合は、管轄する振興局建設部長を経由し県土整備部長に行うものとする。

2 保有建設部長は、管内で緊急に必要なが生じたときは、自らの判断によりポンプ車を出動させることができる。

(出動要請の条件)

第5条 要請者は、ポンプ車の出動要請を行うときは次の各号に掲げる事項について確認を行うものとする。

- (1)ポンプ車の駐車、ポンプの設置、稼働が可能なスペースが確保出来ること。
- (2)ポンプ車の進入が可能な通路が確保出来ること。
- (3)ポンプ車の駐車、ポンプの設置、稼働に著しい危険が生じるおそれがないこと。
- (4)ポンプによる排水の影響で、排水先に新たな被害が発生するおそれがないこと。

(関係機関への協議、連絡)

第6条 要請者は、ポンプ車を出動要請するにあたりあらかじめ関係する河川等管理者と協議し、関係水防管理者等へ連絡するものとする。

(出動の指示)

第7条 県土整備部長は、第4条の規定によりポンプ車の出動要請を受け、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、保有建設部長に対してポンプ車の出動を指示するものとする。

(1)本川の水位上昇に伴い水門等の閉鎖が必要となる箇所で、県管理支川の水位上昇が発生し、強制排水を行わなければ支川流域に浸水被害が生じるおそれがあるとき。

(2)現地に排水機場が整備されているが、ポンプ車の出動が必要なとき。

(3)その他県土整備部長が必要と認めるとき。

(現地における要請者の責務)

第8条 要請者は、現地における適切な安全管理を行うものとする。

(費用の負担)

第9条 出動に要した費用は、要請者に負担させることができるものとする。

(操作に関する記録)

第10条 保有建設部長はポンプ車が出動したときは、別に定める事項を日報に記録し保管するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は細則で定める。

附 則

この運用要領は、平成24年5月18日より施行する。

附 則

この運用要領は、平成24年11月5日より施行する。

附 則

この運用要領は、平成25年5月8日より施行する。

排水ポンプ車管理運用細則

(趣旨)

第1条 和歌山県所有の排水ポンプ車(以下「ポンプ車」という。)の運用については、排水ポンプ車管理運用要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(保管場所)

第2条 ポンプ車の保管場所は、次のとおりとする。

- (1)海草振興局建設部和歌山市西河岸町43-1
- (2)那賀振興局建設部岩出市高塚209
- (3)伊都振興局建設部橋本市市脇4丁目5の8
- (4)西牟婁振興局建設部田辺市朝日ヶ丘23-1

(出動要請)

第3条 要請者は、要領第4条第1項の規定により要請する場合は、排水ポンプ車出動要請・指示書(別記様式第1)を提出するとともに、現地の浸水状況を報告するものとする。

2 県土整備部長は、要請者に対して出動の可否を回答(別記様式第2)するものとする。

3 保有建設部長は、要領第4条第2項の規定によりポンプ車を出動させた場合は、速やかに県土整備部長に報告(別記様式第4)するものとする。

(出動)

第4条 要領第7条第3号の県土整備部長が必要と認めるときは、次のとおりとする。

- (1)住宅等浸水被害が発生するおそれがあるとき。
- (2)道路冠水による通行途絶等道路交通に影響があるとき。
- (3)重大な災害が想定されるとき。

(解除要請)

第5条 要請者は、次によりポンプ車の作業の必要がなくなった場合は、排水ポンプ車出動解除要請・指示書(別記様式第3)を提出するものとする。

- (1)水位が低下し、洪水の危険がなくなったとき。
- (2)道路冠水等の通行途絶等道路交通への影響が解消されたとき。
- (3)その他ポンプ車の作業の必要がなくなったとき。

(解除)

第6条 県土整備部長は、前条の解除要請に基づくほか、自らの判断により保有建設部長に対しポンプ車の出動を解除させるものとする。

2 保有建設部長は、要領第4条第2項の規定によりポンプ車を出動させた場合は、保有建設部長の判断により解除させることができる。

なお、保有建設部長がポンプ車の出動を解除させた場合は、県土整備部長に速やかに報

告(別記様式第4)するものとする。

(連絡系統)

第7条 関係機関への連絡系統は、別紙とする。

(運転に関する記録)

第8条 要領10条に定める事項は、次のとおりとする。

- (1)ポンプ車の出庫、入庫の年月日及び時刻並びに作業状況写真
- (2)起動及び停止の年月日並びに時刻、運転台数、排水量
- (3)気象及び水象の状況
- (4)現地における打ち合わせ事項等の内容
- (5)その他特筆すべき事項

附 則

この細則は、平成24年5月18日より施行する。

附 則

この細則は、平成24年11月5日より施行する。

附 則

この細則は、平成25年5月8日より施行する。

排水ポンプ車 出動要請・指示書

依頼先	和歌山県県土整備部 FAX 073-433-2147 河川下水道局河川課 TEL 073-441-3074
-----	--

県土整備部長 様(西牟婁振興局建設部経由)

排水ポンプ車管理運用細則第3条に基づき、排水ポンプ車の出動を要請します。

要請日時	平成 年 月 日 時 分			
所管建設部名				
建設部連絡担当	氏名			
要 請 者	要請団体名(建設部)			
	団体の長の氏名	TEL		
	連絡担当	氏名		
		TEL	FAX	
現地担当	氏名	TEL(携帯等)		
要請場所				
河川名等				
現地概況図	(別添のとおり)			
災害現況 および 要請理由				
チ ェ ッ ク	・現地までの通路が確保できるか	<input type="checkbox"/>		
	・設置スペースが確保できるか	<input type="checkbox"/>		
	・揚程が概ね10M以下か	<input type="checkbox"/>		
	・排水先までの距離が概ね50M以下か	<input type="checkbox"/>		
	・最低運転水深(約1000mm)が確保できるか	<input type="checkbox"/>		
	*現地条件により水深約300mmまで可			

上記のとおり出動要請があったので、西牟婁振興局建設部で保有する排水ポンプ車を出動させてよろしいか。				
和歌山県水防本部決裁欄				
県土整備部長	技監	河川・下水道局長	河川課長	
様				
上記要請に対し、排水ポンプ車を出動させること。 平成 年 月 日 時 分				
和歌山県県土整備部長				

様式第2(第3条第2項関係)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(第3条第1項の要請者) 様

和歌山県県土整備部長
(公印省略)

排水ポンプ車の出動について(回答)

平成〇年〇月〇日〇時〇分に貴殿から要請のあった排水ポンプ車につきまして、下記のとおり出動することとしました。

記

1. 出動車両〇〇建設部保有
(車両ナンバー)
2. 出動予定日時
(所有建設部発) 平成〇〇年〇月〇日〇時
3. 所有建設部担当者(建設部名)
担当:〇〇
TEL:
4. 排水ポンプ車操作者連絡先(契約会社名)
担当:〇〇
TEL:

排水ポンプ車 出動解除要請・指示書

依頼先	和歌山県県土整備部 FAX 073-433-2147 河川下水道局河川課 TEL 073-441-3074
-----	--

県土整備部長 様(西牟婁振興局建設部経由)

排水ポンプ車管理運用細則第5条に基づき、排水ポンプ車の出動解除を要請します。

解除要請日時	平成 年 月 日 時 分				
所管建設部名*					
建設部連絡担当*	氏名*				
要 請 者	要請団体名(建設部)				
	団体の長の氏名		TEL		
	連絡担当	氏名			
		TEL		FAX	
現地担当	氏名		TEL(携帯等)		
要請場所					
河川名等					
現地状況等					

田辺市長より出動解除の要請があったので、西牟婁振興局建設部に対して出動を解除してよろしいか。

和歌山県水防本部決裁欄

県土整備部長	技監	河川・下水道局長	河川課長

様

上記要請に対し、排水ポンプ車の出動を解除させること。 平成 年 月 日 時 分

和歌山県県土整備部長

* 要請者が建設部長となる場合は、記入不要です。	

様式第4(第3条第3項関係)
(第4条第2項関係)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

県土整備部長様

〇〇建設部長
(公印省略)

排水ポンプ車の出動(又は「出動の解除」)について(報告)

下記のとおり、排水ポンプ車を出動させたので報告します。
(又は、「下記のとおり、排水ポンプ車の出動を解除しましたので報告します。」)

記

1. 出動先

2. 出動(又は「解除」)日時

平成〇〇年〇月〇日〇時

3. 出動(又は「解除」)理由

4. その他

